### 国第 百 兀 会回 会 会 議

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/ 予日:11:15th	/ 予]		
│○委員長(山本	今井絵理子君	今井岭		
	敏之君	足立		
任されました。				委員
して山田修路型	貴之君	清水		
君及び渡辺猛立	孝江君	伊藤		
去る四月三七	勇一君	真山		
委員の異動に	俊郎君	豊田		
を開会いたしま	仁彦君	磯﨑		
○委員長(山本				理事
	香苗君	山本		委員長
衆議院送付)			のとおり。	出席者は左の
〇少年法等の				
本日の会議	正明君	谷合	伸夫君	安江
	今井絵理子君	今井岭	修路君	山田
	11.	補欠選任		辞任
				五月六日
	伸夫君	安江	正明君	谷合
	修路君	山田	猛之君	渡辺
参考,人	敏之君	足立	正昭君	山崎
	11.	補欠選任		辞任
				四月三十日
事務局側	正明君	谷合	秀規君	新妻
	正昭君	山崎	裕之君	加田
	11.	補欠選任		辞任
				四月二十七日
			30	委員の異動
			2	
			# 1/7 H   \	・ 有三名 ヨーカー・ 一十二名 ヨーカー・
			1(木曜日)	令和三年五月六日(木曜日)

川合 安江 谷合 伸夫君 孝典君 正明君 奨二君 ます。 て、誠にありがとうございます。 この際、 本日は、御多忙のところ御出席をいただきまし

山添 嘉田由紀子君 鉄美君 拓君 しくお願い申し上げます。

員常任委員会専門 青木勢津子君

科教授 法学政治学研究 来京大学大学院 橋爪 隆君

弁護士 川村 百合君

自営業 大山 一誠君

部を改正する法律案(内閣提出)

香苗君) ただいまから法務委員会 す。橋爪参考人。

について御報告いたします。 之君が委員を辞任され、その補欠と 十日までに、新妻秀規君、加田裕之 足立敏之君及び安江伸夫君が選

小野田紀美君 | る法律案を議題といたします 香苗君) 少年法等の一部を改正す

御意見を伺います。 村百合さん及び自営業大山一誠君でございます。 大学院法学政治学研究科教授橋爪隆君、弁護士川 本日は、本案の審査のため、三名の参考人から 御出席いただいております参考人は、東京大学

正の概要について確認しておきたいと存じます。

前提といたしまして、今回の少年法改

まずは、

森 まさこ君

雄平君

資麿君 雅治君

参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げ

の審査の参考にいたしたいと存じますので、 皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、 よろ 今後

存じます。 き、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと 順にお一人十五分程度で御意見をお述べいただ まず、橋爪参考人、川村参考人、大山参考人の 次に、議事の進め方について申し上げます。

すので、御承知おきください。 の都度、委員長の許可を得ることとなっておりま なお、御発言は着席のままで結構でございま また、御発言の際は、挙手をしていただき、そ

また、各委員の質疑時間が限られておりますの

それでは、まず橋爪参考人にお願いいたしま 御答弁は簡潔にお願いいたします。

| をいただきまして、大変光栄に存じております。 表裏の資料をお配りしておりますので、それに即 た。本日は、部会における議論を踏まえて、若干 は、このように参考人として意見陳述をする機会 と申します。専門分野は刑法でございます。本日 の意見を申し上げたいと存じます。A4で一枚、 し上げます。 して進めてまいります。どうぞよろしくお願い申 して、少年法改正をめぐる審議に参加いたしまし ○参考人(橋爪隆君) おはようございます。 私は、法制審議会少年法・刑事法部会の委員と ただいま御紹介いただきました東京大学の橋爪

改正によって民法上の成年となり親権者の監護教 適用年齢を引き下げず、十八歳、十九歳の者も少 きかが問題となりますが、改正法では、少年法の しております。 な類型を設けて、その取扱いに関する特例を規定 年法の適用対象としつつも、特定少年という新た 挙法の改正によって選挙権が認められ、また民法 育を離れた者についても少年法の適用を肯定すべ まず、十八歳、 十九歳の者、すなわち、

すべき事件、いわゆる原則逆送事件の範囲を拡大 よって、強盗罪、強制性交等罪、現住建造物等放 短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件であ 察官送致をするとされておりますが、改正法案六 れば、犯行時十六歳以上の者が故意の犯罪行為に た上で、原則として家庭裁判所から検察官に送致 わち十八歳以上の少年の保護事件についても、全 火罪等の犯罪も原則逆送事件となります。 を原則逆送事件の対象としております。これに り、 十二条二項では、これに加えて、死刑、無期又は より被害者を死亡させた罪の事件は原則として検 しております。すなわち、現行法二十条二項によ 件を家庭裁判所に送致する全件送致主義を維持し 具体的には、①ですけれども、特定少年、すな 行為当時、行為者が十八歳以上であった場合

えば、少年について、有期の懲役、禁錮を科す場 慮して相当な限度を超えない範囲を上限として保 場合にも、特定少年については、犯情の軽重を考 ますが、特定少年にはこれが適用されません。 刑を執行する、いわゆる不定期刑の制度がござい 合には、刑の長期と短期を言い渡し、その範囲で の特例の適用が原則的に排除されております。例 定がございますが、特定少年については、これら 少年の刑事事件については特別な取扱いをする規 ②番ですが、検察官送致された事件、場合も、 さらに、少年が家庭裁判所で保護処分を受ける

二部

護処分の対象からは除外されております。
護処分の対象からは除外されております。
という原則が妥当することを意味します。これによって、虞が妥当することを意味します。これによって、虞が妥当することを意味します。これによって、虞がの年は、将来犯罪を犯したわけではなく、行為責任を負うものではないことから、特定少年に関する保

す。
はこれを適用しない旨の規定が設けられておりまに犯した事件について公判請求が行われた場合にに犯した事件について公判請求が行われた場合にを法六十一条につきましても、特定少年のとき少年法六十一条につきましても

意見を申し上げます。 このような改正法の概要につきまして、以下

今回の法改正の契機は、御承知のとおり、公職 日本が必要である点につきましては、一切変わりは で、 十八歳、十九歳の少年の行動や、その実態の変化 たい 大八歳、十九歳の者が生物学的にも社会的に て、 万が一非行に走った場合にも、 再犯防止、健全育成の可能性を十分に尊重し、 重点的な働きか けが必要である点につきましては、一切変わりは でざいません。また、民法や公職選挙法の年齢要 にざいません。また、民法や公職選挙法の年齢要 にざいません。また、民法や公職選挙法の年齢要 かけが必要である点につきましては、一切変わりは でざいません。また、民法や公職選挙法の年齢要 の適用年齢を直ちに引き下げることが必然という かけではありません。

しかし、民法や公職選挙法の改正の趣旨が一定の範囲で少年法の適用可能性に影響を有することの範囲で少年法の適用可能性に影響を有することの意思決定が可能な主体として扱われておりまな意思決定が可能な主体として扱われておりまな意思決定が可能な主体として扱われております。このことは少年法の保護処分の在り方にも大きな影響がございます。

教育が十分に機能していないと評価して、言わば犯罪等の問題行動に出た場合には、親権者の監護と申しますのは、現行法の保護処分は、少年が

国家が親代わりとなって後見的、補充的に少年に国家が親代わりとなって後見的、補充的に少年に出って、十八歳、十九歳の者は親権者の監護教育を離れます。しかしながら、民法の改正によって、十八たがいまして、国家が親代わりに介入するという発想はその前提を失ったと言えます。すなわう発想はその前提を失ったと言えます。すなわう発想はその前提を失ったと言えます。すなわう発想はその前提を失ったと言わざるを得ませた。

また、公職選挙法の改正も、十八歳、十九歳のまた、公職選挙法の改正も、十八歳、十九歳の君が国政に参加することを要求するものと言えますので、論理必然的ではありませんが、これらの者が犯罪を犯した場合にも、社会的な期待の変化を一定の範囲で刑事司法制度に反映させる必要があると言えます。

| があり得るところであり、今回の改正法案は前者 象とした新たな特別法を設けるか、二つの選択肢 と区別した特例を設けるのか、あるいは、少年法 意味において、十八歳、十九歳の者には中間層、 の行為責任に対応した処分を受けるべき主体に 挙法の改正によって、後見的、補充的な観点から るとともに、他方において、今回の民法、公職選 という意味においては二十歳以上の者と区別され 性に富んでおり、重点的な働きかけが必要である の方向性を選択し、少年法の適用年齢を引き下げ な介入が困難であることに鑑みれば、 の適用年齢を引き下げた上で十八歳、十九歳を対 は、少年法の適用対象にとどめた上で一般の少年 中間類型としての評価を与える必要があります。 区別される存在になったと言えます。このような なったという意味において、十八歳未満の者とも の権利制約を正当化することが困難であり、自ら 十八歳、十九歳の者に対しては、後見的、保護的 の方向性を選択したものと言えます。私個人は、 このように、十八歳、十九歳は、未成熟で可塑 そして、このような中間層、中間類型について むしろ後者

た方が理論的には明快だと考えております。 た方が理論的には明快だと考えております。 たが必要である以上、やはり家庭裁判所の人的資 
応が必要である以上、やはり家庭裁判所の人的資 
応が必要である以上、やはり家庭裁判所の人的資 
ことが必要となりますので、仮に特別法を設ける 
ことが必要となりますので、仮に特別法を設ける 
に少年法の規定を準用する必要が生じますので、 
に少年法の規定を準用する必要が生じますので、 
な方が理論的には明快だと考えておりました。 
た

このような意味においては、十八歳、十九歳の発を少年法の適用対象として、少年審判手続の対象であることを明示しながら、保護処分の内容や象であることを明示しながら、保護処分の内容や象であることを明示しながら、保護処分の内容や象であることを明示しながら、保護処分の内容やまである。

し上げたいと存じます。
要面に参りますが、以上の評価を前提に、特定

まずは、原則逆送事件の拡大です。原則逆送事件の範囲を拡張することは、十分にあり則逆送事件の範囲を拡張することは、十分にあり則逆送事件の範囲を拡張する法的評価の変更に伴い原則とすべき法的地位にあるか否かによって変わってくると思われます。論理必然ではありませんが、十八歳、十九歳に対する法的評価の変更に伴い原則逆送事件の範囲を拡張することは、十分にありり逆送事件の範囲を拡張することは、十分にありりが表していると思われます。

本的の事件を全て検察官送致する義務を課している。 本放火罪等も原則逆送の対象となるが、これらの 本の上は必ずしも悪質とは言えないような行いずれも人の生命、身体に対する危険性をはらむ す。もっとも、強盗罪も現住建造物等放火罪も、 す。もっとも、強盗罪も現住建造物等放火罪も、 す。もっとも、強盗罪も現住建造物等放火罪も、 す。もっとも、強盗罪も現住建造物等放火罪も、 す。もっとも、強盗罪も現住建造物等放火罪も、 す。もっとも、強盗罪も現住建造物等放火罪も、 す。もっとも、強盗罪も現住建造物等放火罪も、 ないずれも人の生命、身体に対する危険性をはらむ

います。というではなく、改正法案六十二条二項ただし書います。例れば、強において例外が設けられております。例えば、強において例外が設けられております。例えば、強います。

能であります。これは、国家が親権者の代わりに 期間の矯正教育によって初めて矯正可能であると あることを根拠に課されております。 分は、少年の要保護性、すなわち少年に再犯を犯 分は行為責任が上限となることが明確に示されて 護処分に付す場合にも、特定少年に対する保護処 を重視した特別な取扱いを維持することは困難で 分を受けるべき場合についてまで少年の健全育成 せんが、特定少年に対する法的評価や社会的な期 反映されております。これも論理必然ではありま の変更は刑事事件に関する特例の適用の排除にも から導かれる帰結と言えます 後見的、補充的に介入するという保護処分の性質 いう場合については、少年院に収容することも可 微な犯罪であっても、 して、極端な例ではありますけれども、極めて軽 わっております。現在、現行法の少年法の保護処 あるという価値判断が示されたものと言えます。 待の変更に伴い、一定の重大事件を犯し、刑事処 す危険性があり、保護処分によって矯正可能性が おり、一般の少年の保護事件とはその根拠が変 他方、家庭裁判所において、少年に、少年を保 さらに、十八歳、十九歳の者に対する法的評価 本人の犯罪性が根深く、 したがいま 長

は、十八歳、十九歳の者の法的地位の変更の必然は、十八歳、十九歳の者の法的地位の変更の必然は、十八歳、十九歳の者の法的地位の変更の必然は、十八歳、十九歳の者の法的地位の変更の必然は、十八歳、十九歳の者の法の法の法となります。したがって、特定少年に対する保護処分は、で、その範囲内で少年の要保護性を考慮して決定で、その範囲内で少年の要保護性を考慮して決定で、その範囲内で少年の要保護性を考慮して決定で、その範囲内で少年の要保護性を考慮して決定で、その範囲内で少年に対する保護処分すべきとなります。特定少年は親権をも、十八歳、十九歳の者の法的地位の変更の必然は、十八歳、十九歳の者の法的地位の変更の必然は、十八歳、十九歳の者の法的地位の変更の必然による後見的人によるとは、一つないというによって、特定少年は親権者というによって、特定少年は親権者というによって、特定少年は親権者というによって、特定少年は親権者をしかした。

的な帰結と言うべきです。

最後に、推知報道の禁止の解除でございます。最後に、推知報道の禁止は、少年の社会復帰を支援する目的で報道の自由を例外的に制限するものであり、少年の社会復帰、健全育成が報道の自由よりも優先されるべきであるという価値観を前提として正当化されます。そして、十八歳、十九歳の者に対する法的評価や社会的な期待の変化に伴い、重大な刑事事件については、こういった価値観が後退するとして、推知報道然禁止の解除でございます。

りがとうございました。私の意見は以上でございます。御清聴、誠にあ

○委員長(山本香苗君) ありがとうございまし

次に、川村参考人にお願いいたします。

○参考人(川村百合君) 弁護士の川村百合と申し よす。本日は、意見陳述の機会を頂戴し、ありが ようございます。

絞って御説明させてください。きましたので、本日の意見のベースになる点に私の経歴の詳細は履歴書をお配りさせていただ

教育分野、少年司法の分野、少年矯正の分野にわ実践してきた子供の権利擁護活動は、福祉分野、供の権利保障を実現するためには、様々な分野を供の権利保障を実現するためには、様々な分野をして子供の権利擁護活動に携わってきました。子して子供の権利擁護活動に携わってきました。子

たり、さらには、少年矯正の分野と児童福祉の分野の架橋、橋渡しをすることもあります。そのような経験を踏まえて、私は今般の少年法は、少年には反対です。なぜなら、現行の少年法は、少年には反対です。なぜなら、現行の少年法改正法案の非行防止、将来の犯罪予防という観点から極めの非行防止、将来の犯罪予防という観点から極めてすると評価されているため、こ

今回の改正を厳罰化と評することがあります。今回の改正を厳罰化と評することがあります。刑罰化に反対するのは、少年の更生、再対しているのではありません。刑罰化に反対して対しているのではありません。刑罰化に反対するのは、必ずしも、厳罰化と評することがあります。

少年法が予定する保護処分は対いと誤解されることがあるのですが、保護処分は決して甘いものではありません。少年院では、一日中教育的働きかけの対象とされ、全人格的な成長、発達を期待して、少年の内面にまで立ち入って内省を求めるという教育をします。被害者に対する贖罪意識を醸成する教育、決して表面的ではない、真の反省に至ることができるような働きかけをします。刑に至ることができるような働きかけをします。刑になれば出所できますが、少年院ではいまだ教育的効果が不十分だと判断されれば収容期間を延長的効果が不十分だと判断されれば収容期間を延長することも可能です。

厳罰化という意味では、私自身は反対していま したけれども、二〇〇〇年以降に重ねられた少年 くになされています。人の死亡という結果が生じ ている事件を重大事件というならば、今回の改正 は、重大事件ではない比較的軽微な犯罪までを原 は、重大事件ではない比較的軽微な犯罪までを原 り。選送後、起訴されても、初犯だからと執行猶 め、逆送後、起訴されても、初犯だからと執行猶 め、逆送後、起訴されても、初犯だからと執行猶 がいて社会に戻されることが多くなるでしょ う。現行法の下では少年院に送致されるような少 年たちが、今後は、何らの教育も支援もなく社会 に戻されることになります。非行少年たちが社会に の中に放置されるということです。それは社会に の中に放置されるということです。それは社会に

> れは少年鑑別所で行われる知能テストや心理テス どが未熟あるいは劣っている子たちなのです。そ を持って非行に至ってしまった少年の多くは、年 受けられなかった子供もいます。そのような背景 どがあるにもかかわらず、専門的な治療や療育を 質上のハンディ、すなわち発達障害や知的障害な 境の中で育ってきています。中には、先天的な資 年齢ですが、とりわけ非行少年の多くは、 達の途上であり、まだまだ成長発達が見込まれる 供の平均的なレベルであってもまだ心身の成長発 ということを御理解いただきたいのですが、十 八、十九歳の子供は、非行少年ではない一般の子 トの結果からも明らかです。 齢に比して人格的発達、精神的発達、知的発達な 庭や貧困家庭など、ハンディのある生活、 十八、十九歳の非行少年はどういう少年なのか 虐待家 生育環

不適切な養育環境で育ってきたがために非行に至ってしまうような少年は、本来、非行に至る前に児童相談所に適時適切に保護されるべき要保護児童でした。しかし、実際には児童相談所が適時適切に保護しなかった子供たちです。また、親が不適切な養育をしているわけではなく、親自身の病気や知的なハンディや貧困など、様々な理由があって養育能力が不足しているということもあるので、親に対しても福祉的な支援が必要だったのにされていなかったということが少なくありません。すなわち、非行に至る少年とその家族は、社会の中のセーフティーネットからはじかれてしまった親子あるいは家族だということが言える場合が多いのです。

障と読み替えるべきであると最近の少年法の基本的に捉え直すならば、それは子供の成長発達権保めに子どもの権利条約にのっとって少年法一条の理念を現代す。子供を人権や権利の主体として考える子どもの権利条約にのっとって少年法一条には健全育成とおきたいと思います。少年法一条には健全育成とおきたいと思います。少年法一条には健全育成とおきたいと思います。少年法の理念について確認してここで、改めて少年法の理念について確認してここで、改めて少年法の理念について確認して

書には書いてあります。そして、非行は、成長の大き別などの生育上の困難を抱え、成長発達権、大分に保障されてこなかった子供たちのSOSと言える場合が多いのです。したがって、非行という形で発せられたSOSを契機として、改めて少年の成長発達権を保障し、育て直しをするために選択されるのが少年法上の保護処分であるということになります。

らいまでは脳が変化することも分かってきまし 題ないしハンディは、少年鑑別所で心理テスト、 否や種類を選択するものです。少年の資質上の問 因を人間諸科学を駆使して解明し、要保護性を図 るのは、科学主義です。科学主義とは、非行の原 で、受容的な育て直しによって、二十五、六歳ぐ が脳を萎縮させたり損傷させたりすること、一方 脳科学の発達により、幼少期からの不適切な養育 リスクは低く抑えられてきました。さらに近年、 ことにより、成人の再犯リスクより少年の再非行 環境上の問題は、家庭裁判所調査官が社会調査を り、再非行、再犯予防の観点から必要な処分の要 にのっとって審判が進められ、処分を決められる 行うことになっています。このように、科学主義 とされています。また、家族関係や交友関係等の 行動観察、医師の診察などの心身鑑別を行うこと このような理念に基づいて少年法が採用してい

成に達するまで延長することができるのです。一九四八年に少年法が制定された当時の医学の大たちは、経験に基づいて、少年たちには可塑性、変化する可能性があることを知っていました。そのため、第三種少年院、これは以前は医療た。そのため、第三種少年院、これは以前は医療た。そのため、第三種少年院、これは以前は医療た。そのため、第三種少年院、これと当時の医学の一九四八年に少年法が制定された当時の医学の一九四八年に少年法が制定された当時の医学の一九四八年に少年法が制定された当時の医学の

なったのに、それに逆行するような実質的な少年裏付ける最新の脳科学の知見が知られるようにこのような少年法の仕組みが正しかったことを

法務委員会会議録第十一号 令和三年五月六日 【参議

法適用年齢引下げになる制度改正を今なぜする必 要があるのでしょうか

今般の改正案の問題の第一は、原則逆送対象事

言うことができます。 う典型的な少年事件、少年事件らしい少年事件と 背景あるいは原因にあって非行に至っているとい ずれも少年の資質上あるいは生育上のハンディが それぞれの具体例の説明は割愛いたしますが、い な事案もあります。強制性交、放火、特殊詐欺、 おにぎりを盗んだら警備員にとがめられて、逃げ 受け家出した少年が、おなかがすいてコンビニで 因を探ってみると、例えば強盗は、家庭で虐待を こえるかもしれません。しかし、非行に至った原 罪は一見するとおどろおどろしい罪名のように聞 と、短期一年以上の犯罪となります。これらの犯 のではなく組織犯罪処罰法を適用して立件される め詐欺等特殊詐欺も、単純な詐欺罪で立件される 交、 ようとした際に警備員を突き飛ばしたというよう 新たな原則逆送対象事件として、 現住建造物放火、 それから、いわゆる振り込 強盗、 、強制性

行 ということになります。しかし、これでは再非 重視するということは、非行原因の個別性を無視 遇の個別化、教育主義に反します。犯情の軽重を 持ち込むことは、少年法が採用する科学主義、処 う概念は刑事裁判的なものです。それを少年法に 官調査は弱体化、変質しています。この犯情とい ました。しかし、実際には二〇〇〇年以降、調査 年法の理念は変わらないと立法提案者は言ってい 件について原則逆送規定が創設されたときも、少 しょう。二〇〇〇年に十六歳以上の少年の重大事 が弱体します。そして、調査、審判が変質するで 犯情重視、結果重視となると、家裁調査官の調査 して、量刑相場にのっとり、 にもかかわらず、原則逆送対象事件を拡大し、 再犯防止にはならないのです。 応報刑にシフトする

次に、実名推知報道の解禁は少年の更生及び社

そもそも法案では、逆送後起訴されたら実名推

ります。にもかかわらず、起訴されたからといっ めて冷たいです 残念ながら今の日本の社会では前科者に対して極 きません。また、有罪になって刑に服した場合、 たり家裁に戻されたりしたとしても取り返しが付 どんどん情報が拡散しますから、後に無罪になっ て報道されてしまえば、インターネット社会では 判を受ける中で家裁の審判に戻される可能性があ ります。しかも、少年の場合は、起訴後に刑事裁 である無罪推定の原則からしても、起訴されたか 知報道解禁となっています。しかし、起訴されて らとして実名報道を解禁するのは大いに問題があ も無罪になる可能性はあります。憲法上の大原則

生懸命働いて損害賠償をしようにもそれができな 実情と乖離しています う言説があるようですが、それは非行少年たちの 実名報道されないから少年が悪いことをするとい いということになります。それは被害者の権利を というだけでなく、被害者や遺族の方に対して一 トで検索して発掘されてしまうと、社会復帰は困 保障することにも反するのではないでしょうか。 その結果、非行少年の人生がやり直しが利かない 難になります。とりわけ就職は困難になります。 したがって、実名推知報道がされた情報がネッ

うにならないと、結局は被害者への損害賠償もで 社会復帰を困難にします。これも実名報道と同じ くなることも、就ける職業に制約ができて少年の の対象から外れたことは、厳罰化とは逆のベクト きなくなるということにつながります。 く、少年が社会復帰して働いて収入を得られるよ また、職業制限、資格制限についての特例がな もう一つ、十八、十九歳の虞犯少年が保護処分

が、虞犯が保護処分の対象から外れるとどうなる のセーフティーネットになっています。ところ できなかった少年たちです。現状、少年院が最後 方向であり、大問題であると考えます。 る少年たちです。児童福祉行政がその責任を全う **虞犯少年というのは児童福祉と司法の端境にい** 

ルですが、要保護性があるのに放置されるという

あり、百害あって一利なしと言えます。 齢を引き下げるということは改正ではなく改悪で す。これは将来の犯罪の増加につながります。 売って生きるというような人生になってしまいま 価される法律をいじり、実質的に少年法の適用年 でしょうか。特殊詐欺などをして生きる、 以上のとおり、非常に有効に機能していると評 体を

す。 効性あらしめることの必要性について申し上げま 最後に、被害者の権利保障を拡充すること、実

者を生まない社会をつくりたいと思います。 うことが必要だと思います。願わくは、犯罪被害 く、それぞれの権利保障を両方とも実現するとい の権利保障は対立するものと捉えるべきではな を考えるときには、犯罪被害者の権利保障と少年 本日の私の意見を押し付けようとは思っていませ るのは承知しています。被害者や御遺族に対して 考えの方がいらっしゃいますが、中に少年法適用 ん。ただ、国の制度はどうあるべきかということ 年齢引下げを望んでいらっしゃる方がいらっしゃ 犯罪被害者やその御遺族の中にもいろいろなお

えます。 こしてしまった犯罪被害について、一人少年の責 す。非行という形でSOSを出した少年が引き起 者が犯罪の加害者になるという悪循環がありま 被害に遭っている少年たちがいる、被害者だった 別、 かった非をわびて、責任を分かち合うべきだと考 人の人間の成長発達権を保障することができな い現実があります。その現実の中で社会の病理の 任に負わせるべきではなく、私たち社会全体が一 ければならない問題です。でも、解決できていな 少年非行の背景にある虐待、いじめ、貧困、差 これらは私たち社会の病理であり、解決しな

○委員長(山本香苗君) 以上です。ありがとうございました ありがとうございまし

次に、大山参考人にお願いいたします。 大山

○参考人(大山一誠君) よろしくお願いします。

> 見ていればいいのですが、これまで会った少年ら に顔向けができません。そういう思いで今日は来 生きたい、そう思えば今回の少年法改正を黙って 米もしました。現在、妻子いる身なので、静かに ありました。二十か所に及ぶアメリカの刑務所や 手をしてきました。出院後の少年と関わることも きて、運動会や盆踊り大会の行事にも参加し、そ 崎市の上下水道指定工事登録店をしています 四十二歳です。自営業です。 ました。 のたびに少年たちに頑張れよと声掛けし、固い握 NGOなどの民間団体の視察で、二度にわたり渡 十九年やっています。国家試験にも合格し、 私は、二十五歳の頃から少年院での講話をして 今日は、神奈川県から来た大山一誠です。 仕事は水道の仕事を 現在

歳の頃に少年院に入っていました。 私は、まさに今議論されている十八歳から十九

私が三歳の頃、離婚します。乳飲み子の弟と私を それからが地獄の始まりでした。 連れ、母は姉さん夫婦を頼り、再度上京します。 沖縄へ帰ります。両親の間でいろいろとあって、 ときの子供で、弟がおなかにできたとき、両親は 姓を名のらされていました。私は両親が上京した で、母方の祖母は本土の人と区別するため一文字 小さな部落、 私の両親は沖縄県の出身者で、父は本島北部の 母の両親は奄美大島と徳之島 の出身

がないときに母にかびたパンを出されたときで しみでした。今でも覚えているのが、食べるもの り、学校や、いとこの家に行ったときの夕飯が楽 食事もろくになく、抜きになるのも日常的にあ 道は止まり、 ても食べれません。飲み込もうとしても喉を通ら の部分をちぎって食べるんですが、 す。そのカビだらけのパンを言われたとおりカビ ない。要らないと言えばたたかれて。 着るものはいとこのお下がり。電気、ガス、水 次の母の給料日まで止まったまま。 酸っぱくてと

した。母は私や弟によく暴力を振るいました。し も足りなければ消費者金融からお金を借りていま 母は、生活苦で姉さんからお金を借り、それで

て、母もかわいそうでした。 本の棒や布団 つけとは程遠い、殴る蹴るの暴行。木の棒や布団 かが働くようになって気付きましたが、母はお金 なかが働くようになって気付きましたが、母はお金 なたっていたのです。それが許されるかは別にして、母もかわいそうでした。

私は、そのような家庭環境から、小学校に上がる頃から同級生に暴力を振るってばかりいました。幼い頃から、両親を恨み、貧乏を恨み、金持ちを恨み、社会を恨んでいたからです。中学生になると非行は進み、喫煙、飲酒をし、暴走族の先輩らと遊ぶようになります。高校は県立に進学しますが、高校にも入れないばかだとは思われたくなかっただけのこと、すぐに暴力事件を起こし逮捕され、高校は退学になります。そして私は更に捕され、高校は退学になります。そして私は更に捕され、高校は退学になります。

受ける場ではなかったからだと思います。のと、鑑別所が少年を鑑別するところで、教育をした。それは、私の心の中の様々な恨みが根深いした。とれました。しかし、私は更生しませんでに送致されました。

社会の誘惑や劣悪な家庭環境、不良交友や暴力団 そして内省です。壁に向かい正座して黙想するの 原稿用紙の裏半分まで書くことも課せられます。 られ、週二回の課題作文、裏表のある八百字詰め とです。毎日日記は大学ノートーページ分が課せ くありません。健全な心は健全な体からというこ にいると喫煙や飲酒、薬物に手を染める者も少な 院は延びていきます。 い進級制なので、問題を起こせば一か月単位で出 は禁止、私語は懲罰の対象になり、 の頃は院内の生活の仕方や行動訓練を学び、私語 亡くなってはいません。少年院に送致され、初め で逮捕され、少年院に送致されます。相手の方は それから十八歳になってナイフを使用した事件 一回三十分、日に五、六回行います。こうして 罪と向き合い、 そして徹底した体育。社会 自分と向き合ってい 刑務所とは違 思います。

私の考えを一変する出来事がありました。単独自分の人生を振り返っていました。怒りや悲しみに満ちた人生です。二つの考えがありました。一つは、もう後戻りはできないぞ、あんなにみんなを恨んでいたじゃないか、社会に戻ったらやくざにでもでいたじゃないか、社会に戻ったらやくざにでもなろうぜという考えで、もう一つは、まだ戻れるぞ、本当にそれでいいのか、自分の人生もっと自分を大切にしろよと、いろいろなことが頭の中をよぎり、気が付けば涙を流し、おろおろと泣いていたのです。

自分はこの先どうすればいいのか、考え過ぎてのときに耳元で、何のために生まれてきたんだという声が聞こえたのです。ほかに誰もいない単独室です。私は心を入れ替える決意をします。これすでの自分は間違っていたのかもしれませんが、そ頭がおかしくなっていたのかもしれませんが、そ頭がおかしくなっています。

私は、少年院に入ってあの経験がなければ今の自分はないでしょう。十八歳、十九歳という年齢は、確かに少年でもない、大人でもない年齢です。しかし、私のように、まさに人生の岐路であり、見えない境界線があります。その見えない境界線を本人が越えないように我々大人が目を見張界線を本人が越えないように我々大人が目を見張り、教育していくのが明るい社会づくりだと思います。

て三点申し上げます。

きさつや手段がひどいとか被害が大きいとかだとのは素人の私にはよく分かりませんが、犯罪のいが、改正案は、犯罪の軽重を考慮して三年以下のが、改正案は、犯罪の軽重を考慮して三年以下のが、改正案は、犯罪の軽重を考慮して三年以下のよが、必正案は、少年院のことです。

とです。少年院は進級制度もあり、努力して改善られたら、その期間が来たら出院できるというこここで気になっているのは、初めに期間が決め

ます。
したと認められなければ出院できませんでした。
もし期間が決まっていると、しんから改善をた。もし期間が決まっていると、しんから改善をた。もし期間が決まっていると、しんから改善をですると再犯防止の点からも危うくなると思いている。

27て。 二つ目の点です。原則逆送の対象事件拡大につ

 $\Box$  〇一九年のデータになりますが、少年院に送えす。

機能している証拠ではないでしょうか。厳罰化賛成の方々が言う抑止力になるという意を聞いています。刑事犯で検挙された人員のうちの方があると思いますが、刑務所の方が再犯が多い見があると思いますが、刑務所の方が再犯が多い見があると思いますが、刑務所の方が再犯が多い見があると思いますが、刑務所の方が再犯が多い。

民法で成人年齢が引き下げられ、選挙権が与えい。

差が責任能力にも影響されると思っています。 また、少年院収容人数のうち六四・五%が中 を、高校中退者です。また、その少年らのうち、 知的障害、発達障害、その他精神障害が含まれます。そして、虐待された経験を持つ者は、男子三 四・六%、女子五四・九%です。多くの少年は家 庭の状況によって勉強に動機付けられておらず、 知的能力に比し学力が低いのです。同じ十八歳、 十九歳の高校や大学に通う少年らとは明らかに大 きな差があるというのが私の主張で、その大きな まが責任能力にも影響されると思っています。

> を 重大事件については、被害者が死亡した場合で を対応されており、拡大する必要性はないと思っ での中で、原則逆送致制度の導入、刑の緩和の制 での中で、原則逆送致制度の導入、刑の緩和の制 をの中で、原則逆送致制度の導入、刑の緩和の制 をが、それ相応の罪を受けるべきだと思います。 を対応されており、拡大する必要性はないと思っ をが、それ相応の罪を受けるべきだと思います。

9。 三つ目、最後になります。推知報道についてで

昨今のSNSの普及により個人の意見を発信できるようになり、それ自体はいいことですが、長引く不況、政治不信、コロナ禍により人々は疲弊し、怒りや悲しみに満ちた世の中で、復讐心が入り交じる正義感で誰かを攻撃する人たちがたくさんいます。報道の過熱ぶりも問題です。芸能人がんけます。報道の過熱ぶりも問題です。芸能人がんぱんにするさまが見受けられます。気分のいいものではなく、私はそれが嫌です。

加害者は、社会の根強い偏見や悪意のあるうわさのため、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことが難しく、本人に真摯な更生意欲があっても社会復帰が厳しい状況にあります。また、加害者本人だけではなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。また、加害者本人だけではなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。また、加害者と別を受けることがあります。また、加害者と同じです。そんなの当たり前家族の自殺も起きています。そんなの当たり前家族の自殺も起きています。そんなの当たりは、社会の根強い偏見や悪意のあるうわさのため、住宅のよりには、社会の、大きない。

再犯しないよう温かく支援する地域社会づくりが 変や司法が犯罪の取締りを強化し、犯罪者を罰す 察や司法が犯罪の取締りを強化し、犯罪者を罰す のだけでは十分ではありません。罪を犯した人が をがして暮らせる社会を築くためには、警 です。犯罪から社会を です。犯罪がら社会を です。犯罪がら社会を です。犯罪がら社会を ともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の ともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の ともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の ともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の ともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の ともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の ともに、家族、職場、地域社会など同田の人々の ともに、家族、職場、地域社会などの強い更生意欲と ともに、家族、職場、地域社会などの強い更生意欲と ともに、家族、職場、地域社会など同田の人々の ともに、家族、職場、地域社会などの強い更生意欲と ともに、家族、職場、地域社会などの強い更生意欲と ともに、家族、職場、地域社会などのは、警察を司法が犯罪の取締りを強化し、犯罪者を罰する をいるだけではかいます。

「。 そういう理由により、推知報道の解除に反対で

重要なのです。

二〇一六年、平成二十八年施行の再犯の防止等の推進に関する法律第三条、基本理念にはこう書いてあります。犯罪をした者等が、社会において孤立を踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立を踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立を踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立を構成する一員となることを支援すると書いてあります。今回の特定少年の取扱いによる改正は矛盾し、行き過ぎた改正だと思っています。

ありがとうございました。 ありがとうございましたいと思います。 を合的に策定していただき、実施していただきまだきつつ、被害者、被害者遺族を救済する施策を がきつつ、被害者、被害者遺族を救済する施策を

○委員長(山本香苗君) ありがとうございまし

ます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下雄平君 自由民主党の山下雄平です。

いうふうに思っております。 橋爪参考人の順番で質問をさせていただければと私からは、今度は、大山参考人、川村参考人、

りがとうございます。 身の経験を赤裸々に語っていただいて、本当にあまず、大山参考人についてですけれども、御自

の違いというのはどういったところにあるのかと て人と、そうではなく更生されていく人ということ えた人の中で、大人になっても犯罪を繰り返される 々たろの中で、大人になっても犯罪を繰り返される 々

聞かせいただければと思います。いろお話をお伺いしたり見てこられた経験からおいうのを、御自身の経験であったり、周りでいろ

○参考人(大山一誠君) 私は刑務所の経験がないのかということを話を聞いてきました。 別務所両方経験ので、参考人で来る前に少年院、刑務所両方経験ので、参考人で来る前に少年院、刑務所の経験がない

私は、少年院で立ち直れたというのは教育があったからだと思います。一般の方や国会議員のたびすけど、実際にやっぱり経験していないので、どう違うのか分からないと思うので、ちょっと少し説明させてもらってもよろしいでします。一般の方や国会議員のか。

文年院の場合は、基本的に私語は禁止です。例 シ来たんだ、何やって来たんだということを言う と懲罰の対象になります。刑務所の場合は私語は オーケーだそうです。おまえ、何やって来た、どこか この組なんだというような話は全然しても問題ない なうで、少年の場合はこれは懲罰になります が、少年の懲罰の場合は単独室で正座をして反省 文とか書くんですね。一回の懲罰で一か月、進級 すとか書くんですね。一回の懲罰で一か月、進級 文とか書くんですね。一回の懲罰で一か月、進級 文とか書くんですね。一回の懲罰で一か月、進級 文とかます。刑務所の場合は、正座はあるんですけ ど、反省文とか一切ないそうです。日頃の課題作 ど、反省文とか一切ないそうです。日頃の課題作 文とかもないそうで。

私は、自分、体育少年院にいたもので、本当個人に任せているそうです。

て変われたんだと思うんです。刑務所のその入っそういう日頃からの教育と、あと内省とかによっ多分社会に照らし合わせているんでしょうけど、うですけど、やっぱり集団の輪を乱すなという、ふだんの、日頃から、その行動訓練、体育もそ

た方は言っていたのは、正直、出る日にちが決た。なので、自分が変われたのは少年院の教育だた。なので、自分が変われたのは少年にの教育だた。なので、自分が変われたのは、正直、出る日にちが決と思います。

| なって。 | ありがとうございました。済みません、長く

〇山下雄平君 ありがとうございました。 〇山下雄平君 ありがとうございました。 だいて、川村参考人にお伺いしたいんですけれ で、をはりだと思いますし、川村参考人がいろん でいて、やはり福祉的、教育的な役割が非常に重 だいて、やはり福祉的、教育的な役割が非常に重 だいて、やはり福祉的、教育的な役割が非常に重 だいて、やはり福祉的、教育的な役割が非常に重 をれも、ついても非常にうなずけるところだというふうなこともおっしゃっておられて、 それも、ついても非常にうなずけるところだとい

うに考えておられるかどうかということについて うに、若しくは影響させるべきではないというふ か。これは法律の目的が違うので、その点につい はどうすべきだというふうに考えておられるの ときに、民法の成年年齢や選挙権年齢というもの 用を二十六歳ぐらいまでに引き上げた場合、その れていると思うんですけれども、仮に少年法の適 六歳までに引き上げるべきだということも触れら れて少年法の適用をむしろ二十歳より上に引き上 加えて、やはり今の若い人たちの現状を見るにつ るべきだという御主張だと思うんですけれども、 部外されることについて反対されていて、 は、今回の十八歳、十九歳が少年法の適用から一 ついてお伺いしたいんですけれども、 お伺いさせていただければと思います。 げるべきだと、特に少年院入所の上限である二十 日、意見陳述の中で触れていらっしゃらない点に て、その二つについては一切影響しないというふ 川村さんが過去にお話しされた記事の中で、今 川村さん 維持す

ハつ│ 私は、民法成年年齢も本来は引き下げるべきで6つ│○参考人(川村百合君) ありがとうございます。

えているわけです。 はなかったという考えを持っておりますが、現れてれたという中において、法律の目状、引き下げられたという中において、法律の目状、引き下げられたという中において、法律の目

そして、少年法がいわゆる国親思想を取っているという考え方を取る場合には、民法上成年になるという考え方を取る場合には、民法上成年か成年でないかということが影響するというお考えもあるようですが、私は、先ほど申し上げたとおり、少年法の理念というのは、できた当初と子どもの権利条約が批准された後とでは考え方が変どもの権利条約が批准された後とでは考え方が変として、少年法がいわゆる国親思想を取っているとして、少年法がいわゆる国親思想を取っているとして、

そして、国親思想というのは子供を保護の対象と見る、保護の客体と見る考え方ですが、子どもの権利条約は、先ほども申し上げたとおり、子供を権利の主体、人権の主体として捉えるべきという発想にあって、子供の成長発達権を保障するのうのは若年成年であってもそれが当てはまるということになりますから、二十歳でぴったり切れるというちのではないと思っています。

そして、この子供の成長あるいは若年者の成長をえ方だというふうに思っています。

ます。

以上です。

〇山下雄平君 ありがとうございます。

○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 ○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 ではなくて、本人の成長であったり発達の度合い といった個々の実態に即した判断ができるような 法体系にすべきだという主張について、橋爪参考 人のお考えをお聞かせいただければと思います。 人のお考えをお聞かせいただければと思います。

できるというふうな意思決定をしているわけで ば親権者の監護を離れて、自らが主体的な決断が おりますので、 を基準として考えざるを得ないというふうに考え かということにつきましては、やはり民法の規定 るものと。責任がなくても後見的な支援ができる 不利益を課すためには責任が要ると思うんです。 要であるとしましても、やはり本人の意に反して すことが例外的に正当化できるわけでありまし 年であるがゆえに、本人の意に反して不利益を課 ゆえにそこに対しては介入ができると思うんです す。つまり、何か犯罪を犯して、非難ができるが 利益を課すためには何か責任が要ると思うんで であるわけですね。やっぱり本人の意に反して不 んですが、やはり二十歳になりますと、まあ成人 十九歳、二十歳ってほとんど変わりがないわけな はいっぱいいるわけです。そういった意味では、 ですね、二十歳になっても全然やっぱり未熟な者 ております。つまり、民法が十八歳を成人として 非常に難しい問題でございますけれども、私、 そういった意味では、責任の範囲で処分を受け 成人については、幾ら本人が支援や保護が必 つまり、何といいますか、未成年であって少 大学におりますと、大学三年生は二十歳なん 十八歳からは責任を持って、言わ

そういった意味からは、やはり責任によって処かの内容をコントロールするか否かの基準としませては、やはり民法の規定を参照した上で十八歳を基準とする以外には方法がないように考えております。

〇山下雄平君 加えてもう一点お伺いしたいんで の山下雄平君 加えてもう一点お伺いしたいんで おゆる矯正施設において、例えば改善を促すよう などの仕組みであったりとかが欠けているのでな かなか矯正施設では改善が促されないというよう な御指摘がありましたが、そういった点につい て、その問題点についてどう考えていらっしゃる か、またどういうふうに改善していけばいいかと いうお考えがございましたらお聞かせください。

三年でございますけれども、その範囲内で家庭裁判所がまずは決定をします。さらに、それを上限とした上で、矯正機関の方で具体的に判断をした上ではなくて、そのあくまでも対象者の改善度合いではなくて、そのあくまでも対象者の改善度合いに応じて処遇機関の方で柔軟な対応ができます。に応じて処遇機関の方で柔軟な対応ができます。に応じて処遇機関の方で柔軟な対応ができます。に応じて処遇機関の方で柔軟な対応ができます。とした上で期間を短期化できるわけですね。つまり、そういった意味では、常に固定した期間があるわけではなくて、そのあくまでも対象者の改善というものではないような感じがしておりますので、そういった意味では、感じがしておりますので、そういった意味では、頑張っても頑張らなくても刑期が決まっているというものではないような感じがしておりますので、そういった意味では、感じがしておりますので、そういった意味では、では、対象を表しているというなが、というないというないというないというないと、これでは、本の必要ないというないというない。

○真山勇一君 立憲民主・社民会派の真山勇一で以上で終わらせていただきます。

解しております

三人の参考人の方、今日は、東京では緊急事態 三人の参考人の方、今日は、東京では緊急事態

に、どんなふうに呼ぶのかということがなかったの中では十八歳、十九歳というのはどういうふうということですね。結局、法制審の最終的な結論まず、橋爪参考人にお伺いしたいんですが、橋まず、橋爪参考人にお伺いしたいんですが、橋

わけですけれども、結局、法案の段階で特定少年という言葉が出てきましたね。私はこの特定少年という言葉にとてもちょっと引っかかるというが、気になるんですが、やはり法律というのは、か、気になるんですが、やはり法律というのはいうことですね。

年という一つの、一くくりの十八歳、十九歳に決めたこと、この位置付けについてどういうふうにまってやっぱり何かいろんな影響出るんじゃないかと思うんですが、その辺りをどんなふうに見てかと思うんですが、その辺りをどんなふうに見ているのしゃるか、同いたいと思います。

私が橋爪参考人にお伺いしたいことは、特定少

○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 ○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 法制審議会では、御案内のとおりですが、十八 法制審議会では、御案内のとおりですが、十八 法和をどのように呼称を制定するかについては立 特定少年という用語でございますが、正直、私 特定少年という開語でございますが、正直、私 も若干違和感が全くないわけではないのですけれ ども、年長少年という言葉は既に使われているん ですね。そういう、年長少年と別の概念を使わざ るを得ないという観点から考えると、特定少年と いうやや違和感がある表現でございますけれど るを得ないという観点から考えると、特定少年と いうやや違和感がある表現でございますけれど も、これを使わざるを得なかったというふうに理

特定少年という言葉の響きは、やはりそれは今後私たちの方で、中間層、中間類型、すなわち年後、しかし、さらに、自分の責任に応じて責任をも、しかし、さらに、自分の責任に応じて責任をも、しかし、さらに、自分の責任に応じて責任をも、しかし、さらに、自分の責任に応じて責任をも、しかし、さらに、自分の責任に応じて責任をした。中間層、中間類型、すなわち年後私たちの方で、中間層、中間類型、すなわち年でございます。

現在のこの更生、少年院の更生という、こういうてちょっとお伺いしたいと思うんですが、本当にも、川村参考人の中で、少年院教育の問題につい次に、川村参考人にお伺いしたいんですけれどの真山勇一君 ありがとうございました。

問題だとは思いますが、真の反省という言葉を使問題だとは思いますが、真の反省という言葉を使わがどういうことかというのはなかなか難しい

○参考人(川村百合君) 真の更生、真の反省とい

先ほども申し上げたとおり、被害者としての側面を持っている、背景を持っている少年が加害者になってしまったときに、その加害行為について反省し、被害者に、自分が加害したその被害者に対して、あるいはその遺族に対して真の謝罪の気持ちを持つというためには、まずは自分が被害者であったことが受容されケアされるということが必要だと考えています。

少年が非行を犯し、逮捕され、鑑別所に行き、少年院に入りという過程の中で、さんざん厳しくは接しられてきますし、また、そうでなくても、自分がやったことが悪いことだ、この社会の中で許されないことだということは、頭の中では当然かっているわけです。

うに思う、ますます被害感情を強めて心を閉ざし それは、心を閉ざして、痛みだけを右から左に受 れないのに、どうして自分は今捕まって、その被 け流して今まで生きてきたというような少年は、 誰も助けてくれなかった、痛かったけど、でも、 といったときに、いや、でも、自分は、暴力、さ かというような、その気持ちを考えてみましょう る場合に御遺族がどれだけ悲しい思いをしている こんなに言われなきゃいけないんだろうというふ 害者に悪いという気持ちあるけれども、でも何で けたときに助けてもらえなかった、誰も謝ってく どうして、自分は被害に遭ったときに、 んざん暴力を振るわれて生きてきた、そのときに 害者がどれだけ傷ついたか、あるいは御遺族がい でも、じゃ、その自分がやったことのゆえに被 暴力を受

第三部

以上でございます

す。てしまうということになりかねないと思っていま

ですから、少年院での教育というのは、まずは少年の被害性、少年の生きてきた人生のつらかったことなどを受け止め、受容して、その上で、でもこれは、あなたがされてきたことは許されないことであった、でも、それを誰も止めなかった、そのことを誰も謝罪していない、それは許されないことである、この社会の中で本当はあってはならないことである、それを、私たち社会の一員としてあなたに対して本当に申し訳ないと思う、でも、その上で、自分がやったことが人をどれだけも、その上で、自分がやったことが人をどれだけも、その上で、自分がやったことが人をどれだけも、その上で、自分がやったことが人をどれだけましている。

いるということが言えると思います。かれるということが言えると思います。かはり刑務所ではなく、少年院の教育が奏功してを出り刑務所ではなく、少年院の教育があるとすれば、からにはたどり着かず、まずは受容してなので、厳しく厳しくやるということでは真のなので、厳しく厳しくやるということでは真の

○真山勇一君 川村さんにもう一つ伺いたいんで すけれども、いわゆる推知報道なんですが、今 回、推知報道が少し緩められるということなわけ で、その少年の中に、実名が報道されないからい いんだとか、少年だから罪を受けないとか、軽く て済むんだということで実際に非行に走ってしま て済むんだということで実際に非行に走ってしま っという、そういう少年というのはやっぱり多い たでしょうか。

例えば、推知報道を広げることによって、それと思います。

○参考人(川村百合君) 私が経験した中で、つまり私が接した少年の中で、推知報道がないからいいんだとか刑務所に行くことはないからいいんだとか刑務所に行くことはないからいいんだとか刑務所に行くことはないからいる。

えば、いるかもしれません。ただ、現代型の今のもちろん、世の中にそういう少年がゼロかとい

非行は、先ほど申し上げた、いろいろな背景があらいうに入いうことを申し上げましたけれども、二十年でらい前に、暴走族華やかなりし頃にはそういうせれが、今はそのような集団非行というのはもうはとんどないんですね。孤独に追い詰められて、という少年は、そのような、自分が報道されるかという少年は、そのように、自分が報道されるかというかとか、刑務所に行くかどうかとか、厳罰にどうかとか、刑務所に行くかどうかとか、厳罰にというかとか、形務所に行くかどうかとか、厳罰にともされるかとか、そんなことを考えている少年に私は出会ったことがありません。

逆に、非行を犯してしまった後で、実際には報道がされていないけれども、でもネット上ではいるいろな情報が出ているという中で、自分が周りの人には犯罪者というふうに知られてしまって、けないのではないかということで悩んでですね、けないのではないかということで悩んでですね、けれていないんだけれども、周りの人がみんな自されていないんだけれども、周りの人がみんな自されていないんだけれども、同りの人がみんな自されていないんだけれども、同りの人がみんな自さに、疑心暗鬼になってしまった後で、実際には報道に、非行を犯してしまった後で、実際には報道がされているような少年に出会ったことはあります。

○真山勇一君 ありがとうございました。 次に、大山参考人にお伺いしたいというふうに思うんですが、今の川村参考人の話ともちょっと 選じるところがあるんですけれども、大山参考人 通じるところがあるんですけれども、大山参考人 通じるところがあるんですけれども、大山参考人 高さに、未成年なら処罰が軽くて済むとか少年な ら名前が出ないからいいんだとかっていう、そう ら名前が出ないからいいんだとかっていう、そう ら名前が出ないからいいんだとかっていう、そう ら名前が出ないからいいんだとかっていう、そう いう意識というものは、大山さん御自身そういう 意識があったかどうか、あるいはお仲間、仲間の 中でそういうふうな考え方の少年がいたかどう か、その辺りを聞かせてください。

か、そういうつもりはなかったです。
○参考人(大山一誠君) 私がその非行に走っていた頃なんですけど、未成年だから名前出ないと

例えば、私の少年院とかなんかは一緒に先生たち

ただ、土地土地の不良集団というか、ありますり、例えば鑑別所へ行ったら、何というんですり、例えば鑑別所へ行ったら、何というんですり、例えば鑑別所へ行ったら、何というんですりにいる友達、先輩、例えば暴力団の人とずっとつながっているから価値観がそういうふうになっているんですね。

ます。 ○**真山勇一君** 分かりました。ありがとうござい名前が出ないとか。

そういうつもりはなかったです、未成年だから

逆にそこでの、入ったことは自分の人生にとってようですが、心の変化があって、やはり必要だ、大山参考人の今お話伺っていると、最初は、それからもう一つ。 ます。

んですよね。もう次は刑務所だし、もし心を入れ 初めて。そのときに、もう見えない境界線がある 先、二十年先ということを真剣に考えたんです、 したとき、内省のときに、自分の五年先、十年 でずっとそのままであったんですけど、先ほど話 とかそういう気持ちもあったんで、根深かったん いと思っていたし、これまで社会を恨んでいたり し、そういうふうに染まっていって、それが正し ね て、その人の家が暴力団だったりとか、そういう て、暴力団とか在日韓国人の先輩とかもいたりし んですけれども。自分は、不良交友だけじゃなく ○参考人(大山一誠君) 先ほど話した内省だった きっかけというのは何ですか。 ていたかもしれないです、もしかしたら。 替えなければ、その暴力団の人たちと一緒になっ ですけど、そこにいると染まっていくんですよ 先輩とかがいて、そこに、朱に交わればじゃない そこの少年院の先生たちの教えもありました。 人間って。考え方もそうだし、行動もそうだ

のかというのを感じたんですよね。それを感じるいうふうになっ の自分になれたというか、本当にこのままでいいので、やっぱ と、ちょっと珍しいんですけど、命令すればいいで、やっぱ と、ちょっと珍しいんですけど、命令すればいいが、あります も体育やったんですよね、ほかの少年院とかだりか、あります も体育やったんですよね、ほかの少年院とかだりか、あります し体育やったんですよね、ほかの少年院とかだりか、あります し体育やったんですよね、ほかの少年院とかだりが、あります しん

その中で、心がどんどん変わってきました、やっぱり。自分の劣悪な家庭環境だとか不良交友だとか暴力団と、社会から切り離されてやっと素の自分になれたというか、本当にこのままでいいのかというのを感じたんですよね。それを感じるのかというのは少なくはないと思います、全員とは言えない、言えないですけどね。もっと根深い、例えば在日中国人であったりとか在日韓国人とか、そういうのが根深く残っている人たちはとか、そういうのが根深く残っている人たちはやっぱりその人個人だけではないので一概には言やっぱりその人個人だけではないので一概には言わっぱりその人個人だけではないので一概には言わっぱりその人個人だけではないので一概には言わないと思いますけど、私はそこで心が入れ替わりました。

○真山勇一君 お三方、ありがとうございました。

終わります。

したが、その心の変化、大きな心の変化になったはいい経験だったということをおっしゃっていま

○委員長(山本香苗君) この際、委員の異動につ

、 明君が選任されました。 され、その補欠として今井絵理子さん及び谷合正 本日、山田修路君及び安江伸夫君が委員を辞任

○伊藤孝江君 公明党の伊藤孝江です。よろしく

まず、橋爪参考人にお伺いをさせていただきま意見を賜りまして、ありがとうございます。三名の参考人の先生方、本当に今日は貴重な御

う評価をされた根拠についてはどのように考えら承知をしています。この有効に機能しているというふうには法制審でも意見の一致を見ているというふうには法制審でも意見の一致を見ているというふうにですが、今回の少年法に対する評価ですね、十八歳、十八歳に対しても有効に機能しているという点では法制審における議論についてお伺いをしたいん

れているのかということを教えていただけますで

## ○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。

みというのは有効に機能しているというふうに考 すか、少年院へ入所した方の再犯率がやっぱり低 に機能しているという前提で議論が進んでおりま えて議論を進めてまいりました。 いということも含めまして、現在の少年法の仕組 今御指摘ございましたように、少年法部会にお そこにおきましては、やはり再犯率と申しま 少年法における処遇というのが有効

### ○伊藤孝江君 ありがとうございます。

いうことも含めて改正案が示されているところで 十九歳に対しては原則逆送対象事件を拡大すると 行の少年法の枠組みを維持しながらも、十八歳、 が機能しているという中で、ただ、今回、その現 その再犯率が低いということを踏まえて少年法

のかという点について教えていただけますでしょ う点に対して法制審でどのような議論がなされた いう観点を入れたものなのかどうか、厳罰化とい 回の改正案について、少年犯罪に対して厳罰化と のような意見も大きいところでもありますし、今 私は、自身は誤解だと思っていますけれども、そ 少年法は甘過ぎるというような意見も、それが、 という趣旨なのかどうかですね。特に、世論では いうふうには考えているんですけれども、厳罰化 ろが関連しているというところが大きいのかなと 改正だったり、 いう位置付けをすることについて、公職選挙法の 今回、この十八歳、十九歳に対する特定少年と また成年年齢の引下げというとこ

おり、民法の改正が大きいと思うんですね。 には考えてございません。あくまでも少年処遇は ものが少年犯罪に関する厳罰化であるというふう ございませんし、私個人も、今回の改正といった ○参考人(橋爪隆君) 今の点でございますけれど 厳罰化という議論を特に法制審でした覚えは やっ

| ぱり十八歳からが成人であって、社会的に責任を 負うべき主体というふうな位置付けがあるわけで

いうわけでございまして、言わば新しい法的な地 要があるだろうという観点で、まさに十八歳の少 けですので、十八歳の者が犯罪を犯した場合につ あるといった議論をしたことではないと承知して 年の法的地位の変更に伴った修正を行っていると いてもそれ相応の責任といったものを負担する必 おります。 て、特に少年犯罪が横行しており厳罰化の必要が 位、身分に即した改正を行うわけでございまし 人として、まあ一人前であるという評価があるわ そうしますと、十八歳の者は民法においては成

#### いと思います。 ○伊藤孝江君 ありがとうございます 次に、川村参考人にお伺いをさせていただきた

思っています ころでは、家裁調査官の調査の在り方、また内容 ころでもあります。ここで、特定少年、十八歳、 が大変大きく関わってくるのかなというふうに 十九歳に適切な処分がなされるかどうかというと 置を相当と認めるときは例外が認められていると 調査官の調査の結果次第では、刑事処分以外の措 をされています。ただ、もちろん、家庭裁判所の 今回の改正法案では、原則逆送対象事件が拡大

査については逆送しないための特段の事情がある けれども、本来、全件家裁送致とされた趣旨から 査の弱体化という御指摘もあったところなんです 査官調査は同じようになされるべきであるという とそれ以外の事件と、どちらの事件においても調 自身は考えているところです。原則逆送対象事件 しますと、原則逆送対象事件であっても、この調 行われる必要があるのではないかというふうに私 定少年の要保護性についても十分な鑑別、調査が ふうに考えているところです か否かを調査するというだけでは足りなくて、特 先ほど、川村参考人の御意見の中では調査官調

だきたいと思っています

きればと思います。 要かどうかという点についての御意見をお聞きで について、特に今回拡大される対象になる事件に 則逆送対象事件における要保護性の調査の必要性 ついてもお伺いできればと思います。そして、原 れるところでありますけれども、併せてその点に 件の運用が硬直化しているというふうな指摘もさ ついて、要保護性の調査というのがどのように重 いるのかという評価について、また、原則逆送事 官調査の運用というのがどういうふうになされて まず、現状の原則逆送対象事件に関して、調査

一うふうに思っています。 する必要があるというふうに私も考えております ておりますので、まあ間違いない評価だろうとい がらということでお認めになっている発言も聞い 官をされておられた方たちも、そのことは残念な は、二〇〇〇年改正前から、調査官、家裁の調査 に言わざるを得ない実態があると思います。それ たち弁護士の目から見ると、必ずしも十分ではな ○参考人(川村百合君) ありがとうございます。 が、現実には、二〇〇〇年の少年法改正以降、私 ろうがなかろうが、少年の要保護性を十分に調査 今おっしゃったように、原則逆送対象事件であ 十分な調査がなされてきていないというふう

| どに遡っての調査ということはされなくなってき とはされている調査票は見なくなってきていま 聞いているんですけれども、最近はそのようなこ 調査しろというふうに言われていたというふうに の世代、おじいちゃん、おばあちゃんの世代まで ことをその少年の根深い生育歴や資質上の問題な まった場合に、特段の事情があるかどうかという るかしないかということが基本的に決められてし 機とか犯行態様とかその結果ということで逆送す 歴を調査するのであれば、昔であれば三世代、親 ているように思います。例えば、本当にその生育 やはり、現実には、犯情、犯罪自体の直接の動

それから、例えば、調査官が少年に面会する回

そこで、川村参考人にお伺いを三点させていた

うことで逆送の決定を、逆送の意見を書くという というふうに私は二〇〇〇年より前から調査官を 気持ちになってみて少年を理解しようとするんだ 庭訪問をして実際にその家に行ってみて、少年の ようなものも見られています。また、例えば、 なことも最近されていないように見えます。 している方にお聞きしましたけれども、そのよう また、学校関係者や児童相談所に係属していた 五回と面会していたもの 家

うようなことにとどまってしまう表層的な調査し うようなこともされず、書面での照会、回答とい されます。 とても内容の薄い調査票になっているものが散見 査票の中にきちんと情報が盛り込まれていない、 えとしては持っていても、私たちに開示される調 かされないような傾向はあるように見えます。そ 歴がある少年もいますから、そういう少年につい して、その実際に調査したものを、調査官は手控 て、関係機関に行って実際に会って話を聞くとい

というような指導がされているようにも聞いてお る成果物としての調査票にも変化が出てきている と後とでは、 象事件についてはその生育歴などを長々と書くな 要を得た調査票を書けということで、原則逆送対 と思います。 りますので、 それは、もう最高裁当局の指導として簡にして 調査の実態も、またそこから出てく そういう意味で、二〇〇〇年改正前

保護性の調査の必要性ですね、その点について 送対象事件、特に今回拡大される事件において要 き質問をたくさん一度にしちゃったので。原則逆 ○伊藤孝江君 済みません、ごめんなさい、さっ ただきたいと思います も、済みません、川村参考人にお伺いをさせてい

○参考人(川村百合君) 言い漏らしましたけれど 逆送対象事件も、また今後もし対象を拡大される も、当然、原則逆送対象事件、 要だというふうに思います。 要保護性についての調査は当然必 今の原則

それは、矯正可能性があるのかどうか、矯正可に性がある場合にどのような処遇をする必要があるとことを決める必要があると思いますが、これも二〇とを決める必要があると思いますが、これも二〇とを決める必要があると思いますが、これも二〇とを決める必要があると思いますが、これも二〇とを決める必要があると思いますが、これも二〇とを決める必要があると思いますが、これも二〇とを決める必要があると思いますが、気圧可能性があるのかどうか、矯正可にないかということを懸念しております。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

大山参考人にお伺いをさせていただきたいと思

ざいました。
今日は本当に、御自身の経験を通して様々な思いを語っていただきまして、本当にありがとうご

その中で少年院を出られた後のことについても がお話をいただいたんですが、事前にいただいている資料を見せていただいたときに、事前にいただいている資料の中で、出院後、出られた後の立ち直りについてもしっかりとフォローをしていくこ いき原に御自身の体験であったり、また、今少年院に入っている子供たちに接しておられる中で、出 が に入っている子供たちに接しておられる中で、出 か に入っている子供たちに接しておられる中で、出 か に入っている子供たちに接しておられる中で、出 か でお考えありましたら教えていただけますでしょ しっか。

# ○参考人(大山一誠君) 二つ話します、出院後の

| その日は遊びました、ありがとうという気持ちをと、もう少年院で心が変わったと、もう連絡取らと、もう少年院で心が変わったと、もう遊ばないと、ものというふうな決別、友達と決別ですよりがとうという気持ちを

すけどね。

が必要ですからね。それで、電話するんですけ 成人可能と書いてあって、ああ、じゃ、俺働きた 許持っていましたけど、バイクに乗って四十分と うことがあるので、隣町まで、隣の市まで行かな ら、がちゃって切られてしまうんですよ。そうい ど、名前言った途端に、いや、うちでは無理だか かしないと行けなくて。 いといけないんです。バイクとか、まあその頃免 て、例えばコンビニで高校生がアルバイト可能、 目、少年院入る前からずっとそうなんですけど。 いなと思って、やっぱり生きていくためにはお金 要は、村八分というか、そういう状態になってい う知れ渡っているんですよね、まず、その三回 が住んでいる町はちょっと小さかったもので、も もう一つは、 出院後、仕事に困りました。自分

今回の推知報道になった場合、多分仕事できなかったです、完全に。どこ行っても、あっ、あいかったです、完全に。どうやって、更生する気持ちは本当はあるんですよ、そのとき。自分はよかったのは、推知報道がなかったから仕事に就よかったのは、推知報道がなかったから仕事に就けれたんですよね。もしなかった場合、多分仕事できなか不良グループに戻らざるを得なくなると思います。

ました。
ました。
なので、私は、どうしてほしかったと、もう気なので、私は、どうしてほしかったと、もう気

| 〇伊藤孝江君 ありがとうございます。

こ。以上で時間ですので、ありがとうございまし

○清水貴之君 日本維新の会の清水と申します。

ございました。本日は、お忙しい中、貴重な御意見ありがとう

質問させていただきます

「調化を望む声があるという、こういうコメントが勝していま」 川村参考人から、被害者の方の中にはやはり厳問をさせていただきたいというふうに思います。 まず、川村参考人と大山参考人に同じ内容の質

は、ましたとおり、加害者側のこの反省の、真の反省というお話がありましたけど、反省の気持ちとというお話がありましたけど、反省の気持ちとというお話がありましたけど、反省の気持ちとを償うといいますか、被害者と向き合っていくかを償うといいますが、被害者と向き合っていくからいうのがまだまだ十分じゃないと被害者側が感じることが大きな原因の一つじゃないかというふうに思います。

例えば、損害賠償とかになって、お金を、補償金というんですかね、賠償金を払っていくに当なくなったりとか。私、地元が神戸ですので、連なくなったりとか。私、地元が神戸ですので、連いるあの男性が突然本を出版したりとか、やっぱり被害者側の感情をなかなかこう読み取れていなり被害者側からしたらやっぱり許せないというようを気持ちになってしまう。だから厳しくということに、そこ、つながっていくんじゃないかというような気持ちになってしまう。だから厳しくということに、そこ、つながっていくんじゃないかということに、そこ、つながっていくんじゃないかということに、そこ、つながっていくんじゃないかということに、そこ、つながっていくかということに、そこ、つながっていくかということに、そこ、つながっていくんじゃないというような気持ちになっているかということに、そこ、一様とかということに、そこ、一様というには、地になっているかを表している。

ね。この辺りについての御意見お聞かせいただけて被害者遺族の救済をしっかりというお話もありて被害者遺族の救済をしっかりというお話もありないきだと思うんですが、と同時に、加害者側が被害者とどう向き合っていくか。もうお金とか補機とかの問題よりも、やっぱり感情のところがこれ大きいんではないかなというふうに思うんですが、国としていんですが、国として被害者遺族の救済をしっかりというお話もありて被害者遺族の救済をしっかりというお話もあり

こうしたらというふうに思います。

○委員長(山本香苗君) まず最初に、川村参

考

○参考人(川村百合君) 被害者の、あるいはその遺族の処罰感情が強い事件というのは、今回の改正で逆送対象になった事件ではない事件ということで、もう既に逆送対象になった事件ではない事件というこます。

と、その贖罪の気持ちを形で表すということがで うところにまずハードルがありますし、それが続 きなくなってきてしまうということになると思い ないかというような状況に追い込まれてしまう しかないか、あるいは犯罪を再びして生きるしか れ、無職で、それこそ生活保護でも受けて生きる 賠償しよう、 てもすぐ辞めざるを得ないということになれば、 とになってきて、仕事に就けない、 困難が伴う中で推知報道がされるというようなこ けられるかどうかということに現状でもいろいろ きには当然賠償するつもりだということで頑張っ 賠償金を賄えるほどの仕事に就けるかどうかとい し上げたんですけれども、その償いを形で表す一 を賄えるほどの、自分の生活を成り立たせた上で て出てくるわけですが、実際に社会に出て賠償金 ことになってきたときに、刑務所に入っていると つがやはり賠償、金銭で賠償するしかないという その前提で申し上げますけれども、 したくてもできない状況に追い込ま あるいは就い 先ほども申

ですから、そうならないためにも、やはり少年の社会復帰を社会全体で支援していく、いろいろの社会復帰を社会全体で支援していく、いろいろの感情にも合わない、逆方向だろうというふうに思います。そういの感情にも合わない、逆方向だろうというふうに思います。

納得してもらえるような更生を果たし、贖罪の気それから、全員が少年院に行って被害者の方に

いうことはないと思います。持ちを持てるかというと、それは一○○%全員と

まっているのが残念に思います。 き合おうとしているということが忘れ去られてし とで、多くの少年がそうではない、真摯に罪に向 げられてセンセーショナルに報道されてというこ だけで、それがもう全てであるかのように取り上 と思いますが、そういうケースが一件、二件ある からすると、何でこんな行動をというような行動 けですけれども、やはりそれは被害者の遺族の方 為に及ばないようにということを訓練していくわ 識しております。それを頭では理解して、犯罪行 ういう発達特性を持っている方だというふうに認 るということで、人の気持ちを理解しにくい、そ 判の内容によっても自閉症スペクトラム障害があ けれども、あの少年は、報道されている範囲の審 になってしまうという方も、それはゼロではない 今、神戸の少年の事件を出されました

○委員長(山本香苗君) 続きまして、大山参考人。

○参考人(大山一誠君) 川村さんとちょっと考えというか、あれも似ているんですけど、被害者方というか、あれも似ているんですけど、被害者

この厳罰化の話になると、いつもその話になると、供が思うのは、もう、ちょっと話、ずれてとなったら本当に殺してやりたいなと、仕返しをになったら本当に殺してやりたいなという気持ちにはなるんですけれしてやりたいなという気持ちにはなるんですけれしてやりたいなという気持ちにはなるんですけれいないですか、やっぱり。当然のことだと思いても、僕が思うのは、もう、ちょっと話、ずれてといったら本が、はつもその話になると、いつもその話になると、いつもその話になるというないでは、

せて、ここの下の層までがみんな同じに罰せられたのまになって、それに、何というんだろうな、結局罪名で振り分けられてしまうようになっているところが問題だと思っています、僕は。いつもその話になって、一部の、その少年院の中でも、少年院とか少年刑務所の中でも特別な存在の人たちに合わがりられてしまうことで、今回の改正の場合って、ここの下の層までがみんな同じに罰せられ

が脱線してしまって。は問題だと思っていて、ちょっと済みません、話てしまうというか、なってしまうので、そこが僕

例えば、今回の拡大についてなんですけど、例えば強盗と聞くと、みんなが想像する強盗というのは、例えば刃物とか拳銃を持って家の中に押し込み強盗するイメージだと思うんです。ただ、少年の場合のケースだと、例えばミニバイクに乗って自転車に乗っている人の籠からひったくったりとかして、その際に転倒したりして、例えば骨折になってしまうかもしれないですけど。それで病院に行って被害届もしれないですけど。それで病院に行って被害届もしれないですけど。それで病院に行って被害届もしれないですけど。それで病院に行って被害届もしれないですけど。それで病院に行って被害者を出すと、もう窃盗ではなくて強盗になってしまうんですね。

あと、例えば組織的犯罪も含まれています。組織的犯罪になると、例えば振り込め詐欺、ちょったりとか、半グレグループでも一番上の人間が一たりとか、半グレグループでも一番上の人間が一たりとか、半グレグループでも一番上の人間が一たりとか、半グレグループでも一番上の人間が一たりとか、半グレグループでも一番上の人間が一たりとか。でも、組織で大々的に報道されてしまったりとかすると、罪と罰の釣合いが取れてしまったりとかすると、罪と罰の釣合いが取れてしまったりとかすると、罪と罰の釣合いが取れてしまったりとかすると、罪と罰の釣合いが取れてといは、僕はもうそれ相当の、相応の厳罰は必要とかは、僕はもうそれ相当の、相応の厳罰は必要といは、僕はもうそれ相当の、相応の厳罰は必要といば、僕はもうそれ相当の、相応の厳罰は必要にはしてはほしくないなというのが思いで。

い者が手紙を出してしまったりとか、そういうい者が手紙を出してしまったりとか、そういう制度がないからでしょうたら、先生に、多分その制度がないからでしょうたら、先生に、多分その制度がないからでしょうたら、先生は、やめてくれと言われました。それは何でかというと、多分まだ話合いが済んでいなくてですね、国とかですよ、国とかその少年院の中でがというと、多分まだ話合いが済んでいなくで話合いが進んでいなくてですね、国とかですよ、国とかその少年に入っているが手紙を出してしまったりとか、そういう制度がかというに接せられるが手紙を出してしまったりとか、そういうい者が手紙を出してしまったりとか、そういうい者が手紙を出してしまったりとか、そういう

ケースが出てくると思うんです。なので、今後もし、どう接していくのかというのであれば、制度をつくっていくしかないと私は思います。 続いて、橋爪参考人、お願いいたします。 続いて、橋爪参考人、お願いいたします。 に、どう接していくのかというのであれば、制度 をつくっていくしかないと私は思います。

こういった中で、今回の法改正は、中間的なもこういった中で、今回の法改正は、中間的なものをこう、どっちかといったら、まあ折衷案といっかうふうに認識をしているんですけれども、橋爪を考人としては、議論に参加、部会の方に参加されている中で、ある意味納得をされてこの結論に至られたのか、それともやはり、元々のやっぱりお持ちの考え方というのはもう変わらずにずっとこの部会に参加されてきたのか。

部会の中身がちょっと分かりませんので、その でけたら有り難いんですが、よろしくお願いいた だけたら有り難いんですが、よろしくお願いいた でする。

ます。

○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 ○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 部会におきましては、十八歳、十九歳が中間類 型であるという点については見解の一致があった たるのか、成年に近いかということについては議 たるのか、成年に近いかということについては議 かなかやっぱり議論が収束しなかったことがござ かなかやっぱり議論が収束しなかったことがござ かなかやっぱり議論が収束しなかったことがござ かます。

ら作るよりは少年法の中に修正規定を置いた方が 生に対して後見的な介入が困難になったことを考 方が理論的には明快だったというふうに考えております。ただ、どういう名前を付けるかということ自体は余り意味がないと思っておりますので、 少年法の中に位置付けた上で特定少年として特別 な対応を取ることについても十分な合理性がある ように考えておりますし、多分新しい法律を一か な対応を取ることについても十分な合理性がある ように考えておりますし、多分新しい法律を一か な対応を取ることについても十分な合理性がある ように考えておりますし、多分新しい法律を一か とに対して後見的な介入が困難になったことを考 は対応を取ることについても十分な合理性がある ように考えておりますし、多分新しい法律を一か という。

す。(一ては十分賛成できるというふうに考えておりま)。

〇清水貴之君 非常に難しい内容で、やっぱりどちらの意見もあって、それをまとめていく過程というのは非常に大変だったのではないかというふうに思います。部会ももう数十回開かれているわけですよね。その中でどう集約していったのか。もちろん、賛成される方、反対される方、様々な意見があります。犯罪被害者の方もこの部会には参加していらっしゃったというふうにも聞いては参加していらっしゃったというふうにも聞いては参加していらっしゃったというふうにも聞いておりますし、一部報道などで、実情は分かりませんが、部会よりも、なかなか部会の結論が出ないから与党協議の方が先に先行して、もう与党の協能に、ある意味、を参考にする形で部会の方も進議に、ある意味、を参考にする形で部会の方も進議に、ある意味、を参考にする形で部会の方も進続に、ある意味、を参考にする形で部会の方も進続に、ある意味、を参考にする形で部会の方も進いただけることがありましたら、お願いいたししいただけることがありましたら、お願いいたしり

○参考人(橋爪隆君) 確かに政治判断があったことは承知しておりますけれども、それとは全く無りました。やっぱりなかなか難しい問題は、やはりました。やっぱりなかなか難しい問題は、やはり委員全員の見解の一致としまして、現在の少年法の適用について基本的な問題はないということが出発点にあったんですね。その上で、民法や公選法の改正のインパクトという観点で議論があったことわけです。

そういった意味で、民法や公選法を改正してもをあれば、私のように、やはり民法が基本法である以上は民法の例に従って少年法についても修正が必要という理解もございまして、そこについてはやっぱり議論が紛糾したところがございまして、最終的には、ある種、十八歳、十九歳は中間で、最終的には、ある種、十八歳、十九歳は中間層、中間類型という形で意見の集約を見たという添うに考えてございます。

質問を終わります。
○清水貴之君 ありがとうございました。以上で

示唆に富んだお話をいただきまして、ありがとう 本日は、三名の参考人の皆さんには大変 国民民主党・新緑風会の川合と申

に揺らぎを感じております。 考えないと、意見が出るたびにぶれる、自分自身 供とはということをそもそも一定定義付けで物を ど、この議論を進めるに当たって、大人とは、子 この問題はアプローチできるわけなんですけれ 況の中で議論しておりますので、どちらからでも うことなんです。客観的なそのスケールがない状 線引き、違いというのは一体どこにあるのかとい もそもということを考えたときに、大人と子供の けれど、そこで、基本的なところに立ち返ってそ ちょっと捉えようと私自身は努力しておるんです 人と川村参考人のお考えをお聞かせいただきたい んですが、この問題、 時間の関係がありますので、私はまず橋爪参考 できるだけ中立的に物事を

これをお聞かせいただきたいと思います。 と子供の違いをどこで捉えていらっしゃるのか、 したがって、お二方にお聞きしたいのは、大人

○委員長(山本香苗君) 最初に、じゃ、橋爪参考

こからが大人というふうな線引きは難しい気がす と思うんですね。そういった意味から、単純にこ ○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 、人間はだんだん段階的に成長していく

けれども、やはり大人と子供というのがどこか一 ることができるというふうに考えてございます。 すか、ちょっとだけ中間的な類型として位置付け 十歳というのは、半分大人、半分は子供と申しま ので、そういった意味では、 いう二つのステップを踏まえて段階的な成長をし 線引きの基準がございまして、十八歳と二十歳と て成人になっていくというふうに考えております トを踏まえますと、やはり十八歳と二十歳が二つ そういった意味で、現行の民法改正のインパク まさに十八歳から二 すので、グラデーションがあるものの、少年法の

ります。それは人によっても違うわけですから、 けれども、少なくとも民法成年年齢に関して言う き決めるということはもちろんあるとは思います 数がいいとか悪いとかじゃなくて、決めるべきと のは、時代によって、国によって、社会によって 何歳からを大人というふうに見ましょうかという はなくて、やはり社会の中のコンセンサスとして はグラデーションがあるというふうに認識してお 点で区別できるわけではなくて、成長の度合いに だったはずです。そういう意味で、社会の中では の引下げはしない方がいいという意見が圧倒的 と、日本の国民は、世論調査では、民法成年年齢 人権に関する立法というものは必ずしも国民の多 違ってくるんだろうというふうに思っています。 二十歳からが大人だよねということが日本の社会 何歳ということは全員に当てはまるということで そして、民法の成年年齢引下げのときに、私は

ろうと思います そして、高齢化に伴って、寿命が長くなってく

り二十歳までは未熟だよねということがあるんだ ので、やはり社会のコンセンサスとして、やっぱ うことを法律をいじろうという気配もありません できるのかということは二十歳までは駄目よとい ことは、飲酒とか喫煙とかギャンブルが何歳から の中では浸透していたと思います。そして、その

ます。ということは、やはり社会的なコンセンサ 童としていて、それ以降に保護することはできな なったからこそ、児童福祉法では十八歳未満が児 りの時間が掛かるということが認識されるように 時間が掛かってくるということ、しかも、この複 るに伴って、やはり成年と、 措置が延長できるようなふうに法律変わっており かったのが、十八歳ではまだ十分に自立もできな いよねという考えが強いというふうに思っていま スとしても、まだ十八というのは大人とは言えな いませんけれども、二十二歳まで児童福祉施設に いだろうということで、児童の定義自体は変えて 雑な社会の中で十分な判断能力を持つにはそれな 成熟するにはやはり しも正しい認識ではないところがございますの ますけれども、そういったものは個人的には必ず

うふうに考えています とも二十歳から引き下げる理由はないだろうとい でもいいぐらいと思っていますけれども、少なく 必要はなくて、少なくとも二十歳、 適用年齢が何歳かというときに民法に一致させる 私はもっと上

字が出ています。 引っ張ってきた数字でありますので、そういう数 年齢引下げに賛成されているというデータが出て を確認したところ、八割以上の方が少年法の対象 ますが、少年法の対象年齢の引下げについて賛否 川村参考人の御発言の中にも若干関わることでは に御質問させていただきたいと思いますが、今の ○川合孝典君 もう一つ橋爪参考人と川村参考人 については、賛成が四八・五、反対が五二・二と で、選挙年齢と成年年齢の引下げへの賛成、反対 います。これ反対は一四%少しだと。その一方 ての議論は既にいろいろなされているわけであり 齢をどう、同列に論じるか否かということについ あるんですけれども、少年法の対象年齢と成年年 いう数字が出ているという、これはある資料から

うことを簡単にお聞かせいただければと思いま 先生方がどのように捉えていらっしゃるのかとい のですから、この数字の違いというものについて ということを私自身ちょっと興味深く見ているも 分矛盾が生じてしまっているわけですよね。この 成年年齢、選挙年齢の捉え方、国民の捉え方に随 ことが今回の一連の議論の中でどう影響したのか ということは、少年法の対象年齢と、いわゆる

請というふうな側面があったように理解しており しては、やはり少年法が甘過ぎるとか厳罰化の要 の調査結果を拝見いたしますと、少年法につきま ○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 難しい問題でございますけれども、アンケート

で、やや違和感がございます。 確かに、一方、民法の改正につきましては賛 反対が拮抗しているというふうに承知してお

> を前提に法体系というものを整備しなければいけ よって、十八歳の者は親権者の監護教育を離れて は、民法によってでき上がった価値観というもの の改正がもう実現するわけですね。実現する以上 りますけれども、ただ、いずれにしましても民法 わけですね。そういったものがこれからの法改正 自らが主体的に決断できる人間として評価がある 考えてございます。 においてもやはり一定の影響があるというふうに ないと。そう考えますと、やはり民法の改正に

に対する認識が誤っているというふうに私は考え として、少年事件に対する認識、それから少年法 ○参考人(川村百合君) 少年法の適用年齢引下げ ております について世論が賛成が多いという点は、その前提

るということがいろいろなところで、アンケート でも、そういうことはみんな知りません。 数の割合というのもどんどん低下してきている。 けれども、少年人口が減っているから絶対数が 減っているのは、先ほどもちょっと話ありました などでも出てきていますが、実際には、 る、凶悪化しているというような認識を持ってい ても少年年齢千人のうちの非行を犯してしまう人 減っているというだけではなくて、人口比でいっ とおり、少年事件はどんどん減ってきています。 つまり、世論の多くは、少年事件は増加してい 御承知の

らぬだろうということで引下げに賛成するんだろ そこでは少年事件は増加しているとか凶悪化して うというふうに思います。 いんだと、少年院というのは甘いんだというふう ます。それをうのみにし、そしてまた少年法は甘 に誤解している方たちが、そんな甘いのはけしか いるというようなフレーズがしょっちゅう使われ マスコミ報道で誤った報道のされ方がされて、

なかったならば、 が被害者になる可能性というのは考えて、そうい れども、 う被害者の方の気持ちには寄り添いやすい、だけ ですから、そこは、やはり国民というのは自分 自分が、 もしかしたら自分も犯罪を犯し もし自分の生育環境がこうでは

におります。 自分の家族が非行を犯すかたかもしれないという加害者の側の気持ちにはなかなもしれないという加害者の側の気持ちにはなかない高り添いたときに、間違った情報の下で少年法はおいと考えているので、適用年齢引下げという世間になっているんだろうというふうに私は分析しております。

〇川合孝典君 ありがとうございました。

続いて、大山参考人に御質問させていただきたいんですけど、仕事が非常に見付けにくかったと、少年院をお出になられてから就職するのに大変御苦労をなさったという話を伺いました。もしも国や行政が、いわゆる少年院から出られた方々も国や行政が、いわゆる少年院から出られた方々をすることができる、きちっと生活の基盤をつくることができるということが何よりのその更生につながるという意味でいったときに、そういうその就業支援の枠組みというものをもっと充実させるべきなんじゃないのかということはよく言われているんですが。

済みません、ぶしつけな質問になるかもしれないんですけど、御自身の御経験から、就業支援、もしそのとき、御苦労をされたときにどういう支もしそのとき、御苦労をされたときにどういう支援をしてもらったら助かったと思われたかという、こんなことをやってくれたらもっと簡単に仕う、こんなことをやってくれたらもっと簡単に仕う、こんなことをやってくれたと思われたいというが、

○参考人(大山一誠君) ああ、それは、そこまではちょっと当時考えていなかったですね。何でかというと、立ち直ることは、もうそういう道には行かないという覚悟はできていたんですけど、どの仕事に就くとか、まだ二十歳、出てきたとき十九過ぎてもう二十歳ちょっと前だったんですけど、ど、自分がこれからどうなりたいのか、何をやりど、自分がこれからどうなりたいのかというのは、どこに住みたいのかというのは、どこに住みたいのかというのは、どこに住みたいのかというのは、どこに住みたいのかというのは、どこに住みたいのかとなったい、まだはっきりしていなかったですね。

いたんですけど、後にダンススクールとかで子供から大人まで教えましたけど。何かまだみんな人生模索している途中だと思うんですよ、二十五ぐらいまでは。早い人はそれなりに、例えば家の教育だとか、家が例えば商店やっているとか、そういまでは。早い人はそれなりに、例えば家の教育だとか、家が例えば商店やっているとか、そうか、決まっているのかもしれないですけど、自分はそうではなかったので、どうやって生きればいいのかなというのがあったので、どうやって生きればいはそうではなかったので、どうやって生きればいいのかなというのがあったので、そのときに例えば就業支援があるからどうですかと言われても、ちょっと、ううんという感じかもしれないです。でも、それを必要としている人ももちろんいると思います。

〇川合孝典君 ありがとうございます。 〇川合孝典君 ありがとうございます。 あともう一点、大山参考人にお聞かせいただき たいんですが、少年院の中で内省の時間がたくさ たいんですが、少年院の中で内省の時間がたくさ たいんですが、少年院の中で内省の時間がたくさ たいんですが、少年院の中で内省の時間がたくさ う更生のための教育プログラムということになるの かもしれませんが、服役されている方が、そうい う更生のための教育プログラムということになったと きに、それは有効に機能すると思われますか。 さに、それは有効に機能すると思われます。

○参考人(大山一誠君) これ多分、少年院と刑務の参考人(大山一誠君) これ多分、少年院と刑務所の性質の違いだと思うんですけど、例えば、自前に話したんですけど、やっぱり暴力団組長とかそういう人たちもいるじゃないですか。法務教官とやっぱり対等なんですよ、立場が違うだけで、大人と大人同士。だから、そんなに、何というんですかね、例えば法務教官の方が年下であることもあるわけじゃないですよ、立場が違うだけで、大人と大人同士。だから、そんなに、何というんですかね、例えば法務教官の方が年下であることもあるわけじゃないですか。そこで、例えば、自かできるのかなというのは疑問に思います。少年院の場合だと、大人と子供というのが、はっきり上下関係ができているわけですよ。だかはつきり上下関係ができているわけですよ。だから、例えば教員に、中には例えば十年に一遍とから、例えば教員に、中には例えば十年に一遍とから、例えば教員に、中には例えば十年に一遍とから、例えば教員に、中には例えば十年に一遍とかもしれるです。

るので。
はいです、過去にそういうのがあったので。たいです、過去にそういうのがあったので。た

○川合孝典君 急な投げかけにお答えいただきまいかなと思います、そういう理由から。だから、多分その内省は刑務所では無理ではな

では、では、では、 三人の参考人の皆さんには、 貴重な御意見あり して、ありがとうございました。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

。 参考人の皆さん、今日はありがとうございま

参考人も先ほど、民法や公選法の年齢引下げに伴って少年法を改正することは必然ではないという言い方もされておりましたが、つまり、十八歳や十九歳の位置付けというのは、今度の法案でははなく、そこには一つの政策判断があってこういはなく、そこには一つの政策判断があってこういけなく、そこには一つの政策判断があってこういっ形になっているものかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

すから、保護者を前提とした保護処分というもの者がいないわけですよね。保護者がいないわけでただ、十八歳以上につきましては、やはり保護

を課すことは難しいだろうと。そういった意味では、少年法の中に、厳密に申しますと二類型の保護処分が併存しているという形式で、年齢要件自体には手体存しているという形式で、年齢要件自体には手を加えないとしましても、その内部において、民法の発想といったものを取り入れて保護処分の二元化というものを図っているというふうに考えております。

○山添拓君 そのような法理論の在り方というのも政策判断ですので、判断いかんによっては別のも政策判断もあり得ると、こういうことでしょうか。いてはいろんな選択肢があるというふうに思うんいてはいろんな選択肢があるというふうに思うんですけれども、やはり十八歳になって民法上保護ですけれども、やはり十八歳になって民法上保護ですけれども、やはり十八歳になって民法上保護ですけれども、やはり十八歳になって民法上保護ですけれども、やはり十八歳になって民法上保護ですけれども、やはり十八歳になって民法上保護さいの。

るというふうに考えておりました。つきましては責任がある限度で処分を課すということについては、私の中では論理必然的に出てくこれを法理論としまして、やはり十八歳以上に

ることを正当化することは困難だろうと。

禁についてです。 何います。逆送事件における起訴後の推知報道解 の山添拓君 続いて、橋爪参考人と川村参考人に

被害者については制限なく報道されるのに、少年だからといって報じられないのはバランスを欠くと、こういう観点で語られることがあるかと思います。しかし、それは被害者のプライバシーのいます。しかし、それは被害者のプライバシーのいます。

すので、表現の自由や報道の自由がいつでも優先は無罪推定、川村参考人からもありましたが、で更に言えば、成人の事件であっても起訴時点で

か。思うんですが、この点についてはいかがでしょうという場面ではないということも考えられるかと

○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。

いと考えております。
者側と被害者側を同列に扱う議論をする必要はな確かにおっしゃるとおりでございまして、加害

その上で申し上げますが、成人に関しては、現た、推知報道は自由にできるわけですよね。例えば、最終的には無罪になった場合につきましても推知報道はできるわけです。それを前提としますと、十八歳以上であって公判請求されるという状態に至っておりますと、それについては現在の成態に至っておりますと、それについては現在の成態に至っておりますと、それについては現在の成りと同様の扱いをしても特に理論的に問題ない。

ます。やはり憲法上は報道の自由といったものに重要な価値がございますので、やはり実名報道が原則いう観点から議論をする必要があると考えておりいう観点から議論をする必要があると考えております。

○参考人(川村百合君) 今の山添議員の意見、

我が国ではまだ確立しておりませんので、忘れら 直されるべきところがあるように思っています。 思いますので、成人の報道の在り方というのも見 になっている例というのは枚挙にいとまがないと 合の実名報道というのも現実には社会復帰が困難 ては持っていくべきだろうと思います。成人の場 両方の権利をより高めるという方向に法制度とし いんだという両方をおとしめる方向ではなくて、 が侵害されているから加害者の権利も侵害してい ことだろうというふうに思います。被害者の権利 れたりという現実があることが問題なのであっ プライバシーが社会にさらされたり名誉が毀損さ を求められるというようなことをセットで立法し 犯罪被害者がその意思に反して実名報道され、 被害者の権利が保障されるように改善すべき いわゆる忘れられる権利というのが どこかの段階で情報の削除

うに思っています。てしまっているということが問題だろうというふが社会的な制裁、社会的なリンチのように使われが社会的な制裁、社会的なリンチのように使われていただかないと、今の社会では報道というもの

す。

〇山添拓君 ありがとうございます。

川村参考人に続いて伺います。川村参考人に続いて伺います。与党PT合意では、罪を犯ものとなっています。与党PT合意では、罪を犯すおそれのある十八歳、十九歳の者の更生、保護すおそれのある十八歳、十九歳の者の更生、保護すおそれのある十八歳、十九歳の者の更生、保護のため、行政による保護、支援の一層の推進を図のため、行政による保護、十九歳の者の対象から外すとなっています。

参考人はNPO法人のカリヨン子どもセンター を考人はNPO法人のカリヨン子どもセンター の理事や一般社団法人Colaboの理事も務め の理事や一般社団法人Colaboの理事も務め での存在意義についてお感じのことについて御紹 たの存在意義についてお感じのことについて御紹 かいただきたいと思います。

ね。

かないというような子たちがたくさんいるんです

○参考人(川村百合君) 先ほどの意見でも少し述べましたけれども、虞犯に至っている少年というのは、児童福祉の分野できちんと保護がされていなくて犯罪行為を行うに至ってしまっている。でも、被害届が出ていないので犯罪として立件はされていないけれども、実際には犯罪に近いところれているような少年たちが、私が理事を務めております今御紹介にあったような法人で支援をしているとたくさん出会うところです。

本来であれば公的機関、行政がきちんと福祉的な支援をするべきであったのにしていなかったがなりというような子たちがたくさんいるわけですが、そいうような子たちがたくさんいるわけですが、その子たちにとっては先ほども申し上げたやはり少年院しかもう行き場所がないという状態になっている。少年院が最後のセーフティーネットになっている。少年院が最後のセーフティーネットになっているというような子たちが少なからずいるので家になっているというような子たちが少なからずいるので家になっているというような子たちが少なからずいるのでなっているというような子たちが少なからずいるので

それは、まず、十八歳、十九歳の年齢の場合にて、結局行き場所がないから夜の町をさまようしたがらない、受入れを担否するということになってしまって、じゃ、どういうところに保護できるのかというと、民間のいろいろな団体が施できるのかというと、民間のいろいろな団体が施設を運営しているところもありますけれども、やはり非行化が始まっている子供はちょっと厄介なたがらない、受入れを拒否するということになって、結局行き場所がないから夜の町をさまようして、結局行き場所がないから夜の町をさまようして、結局行き場所がないから夜の町をさまようして、結局行き場所がないから夜の町をさまようしたがらない、受入れを拒否するということになって、結局行き場所がないから夜の町をさまようした。

やはり、少年法の中の、国の法律によって財政的な裏付けがあって、人的な裏付けもあってつくられている少年院というところは、やはりどんなできる、教育ができるような体制をつくることができるという法律の根拠があった中での運営ができるわけですから、やっぱりそういうところが最きるわけですから、やっぱりそういうところが最きるわけですから、やっぱりそういうところが最きるわけですから、やっぱりそういうところが最きるわけですから、やっぱりそういうところが最もないますので、そういう意味で、今回虞犯を外すということは社会的な悪影響が大きいだろうというふうに思っています。

大山参考人に伺います。
大山参考人に伺います。

御発言いただいたことに感謝を申し上げたいと思 今日は、大変当事者的な立場で困難がある中で

した。間、それが立ち直りの契機となったというお話で一旦度目の逮捕で少年院送致となって、内省の時

て、思い返されてみて、どういう関わり方が特にと、人が関わっていたかと思います。今思い返しそこに至るまでに少年法の手続の中で様々な人家裁調査官、裁判官、少年院の法務教官など、

えますでしょうか。 印象に残っているかということについて御意見伺

○参考人(大山一誠君) と思っていて、で、自分聞いたんですよ、運動会 百回、二百回、三百回ですよ、それを一緒にやる 深かったのはやっぱり少年院での教官の人たち ちょっと今、家裁の調査官とかいろいろあったん 言ったときに、その土地土地の不良少年たちが来 んですよ。それで、そういう人って今この世の中 よ、十代の子と一緒に走り回って、腕立て伏せも もいたんですよ、その人がもう毎日、 指示だけではなく、先生も、本当五十手前の先生 で、もう体育も、さっき言ったみたいに、体育も ですけど、自分の中でその関わった中で特に印象 言っていたんですよ。 で指示すればいいだけなのにやるんですかって にあんまりいないですよね。すごく貴重な存在だ て俺たちも本気でやらないと駄目だというふうに とか行事に参加していたんで出院後に。先生、 関わり方でいうと、 一年中です 何

それ聞いたときにすごい感動してしまって、そのときにぱっと思ったのは、これは昔、自分たちのときにぱっと思ったのは、これは昔、自分たちのとったら、それは凶悪な少年事件、確かにあります。それでちょっと逆転してしまって、大人の方がちょっとびびっているんじゃないかなというのがちょっとびびっているんじゃないかなというのがちょっとびびっているんじゃないかなというのがちょっとびびっているんじゃないかなというのがちょっとがびっているんじゃないかなというのがちょっとがびっているんじゃないかなというのがちょっとがびっているんじゃないで、少年と向き合っているんだなって、少年と向き合っているんだなっていうのを感じました。

相手が亡くなってしまった少年もいました、自分す。例えば、暴力団もやっている少年もいるし、いたりとかする時間に。そのときに個別に先生がど、夜、余暇の時間とかあるんですよ、自習してど、東、余暇の時間とかあるんですよ、自習してど、東団部屋でも単独室でもそうなんですけそれで、体育だけじゃなくて、少年に個別、例

と違うなっていうふうな信頼感は僕はありまし ぱり信頼できるなって、やっぱりこの人はちょっ 話で接しているのを聞いて、ああ、ちょっとやっ の部屋の中には。で、聞いていると、やっぱり先 生たちは、 、怒ることもしますけど人情味あふれる

いたことです。 それがちょっと思い出というか、ぱっと思い付

### 〇山添拓君 ありがとうございます

これは教育的な措置を中心に据えている保護処分 ることがあると、大山参考人からもありました。 間が定められていますが、進級できなければ延び た少年院の、少年院送致ですね、これは一応の期 の大きな特徴かと思います。 最後に川村参考人に伺いたいのですが、 そうし

得ると考えられるでしょうか。 とすると、その処遇というのはどのように変わり 間で必ず出られると、こういうことになっている あり得るとしても、上限が決まっていて一定の期 少年院での生活に上限が決まっていて、短縮は

く出られるという、そのいいところが失われてし 持っている、目標に向かって頑張る、頑張れば早 ということではなくなってしまうので、少年院の うのが大きな変更ですから、要保護性が大きいか その処分がされるということになってしまうとい るだろうということで、しかも、犯情を考慮して 放棄してしまったとしても、まあ間もなく出られ めに内省を深めていくというようなことを自分が こまでに進級ということを断念しても、進級のた というのが刑務所で起きがちなわけですけれど 出られるから、とにかくきついことも耐え忍ぼう なってくるのではないかというふうに懸念しま ○参考人(川村百合君) - 要保護性が根深いから長い処遇期間を掛ける もう満期が来れば反省していようがいまいが つまり、先ほどもちょっと申し上げました 刑務所での処遇に近く

ありがとうございます

○髙良鉄美君 今後の審議の参考にしたいと思います。 沖縄の風の髙良鉄美でございま

少年院でも、もう上限決まっているので、そ | というような懸念も払拭されていません。ですか ら、成年年齢の引下げにも、少年法の見直しに とうございました。改めて感謝を申し上げます。 も、大変憂慮をしているところでございます。 しての大学の学費に分担が行かないんじゃないか れだけじゃなくて、大学の学費ですね、養育費と 充実というのが必要不可欠だったにもかかわら われませんでした。若年者が消費者被害に遭わな の問題の解決のための施策というのが十分取られ の支払終期というのが早まるんじゃないかと。そ ず、こういった懸念は払拭されませんでした。 いうのには最低限必要でしたけれども、それは行 された契約、こういったものの取消し権の創設と 識とか経験あるいは判断力不足に付け込んで締結 施策とか、あるいは消費者被害の拡大のおそれ等 下げるのに、若年層、若年者の自立を促すような ていませんでした。例えば、消費者契約法に、知 には賛成はしたんです。しかし、成年年齢を引き にも反対したんですが、 沖縄の風は、実は二〇一八年の成年年齢の引下げ によって見直しを行うというものですけれども、 いようにするための実践的な教育、消費者教育の また、この成年年齢の引下げによって、養育費 今回、少年法改正というのは成年年齢の引下げ 今日は貴重な御意見をいただきまして、ありが 三人の参考人の方々にお伺いします。 女性の婚姻適齢の引上げ

| じ責任を負うべきだという考えがある一方で、今 ばならないという十八歳の壁があるということが 的自立がなくても養護施設からは出ていかなけれ 経験者の調査結果では、高校を卒業すると、経済 ども、一方では、この少年たちは未熟で教育や保 回もまさにそういう部分が焦点だと思いますけれ 分かりました。十八歳は大人だから大人として同 厚生労働省が四月三十日にまとめた社会的養護

> ろしくお願いしたいと思います。 るわけですけれども、このような声をどういうふ します。もうそれぞれの立場で結構ですので、よ うに受け止められるでしょうか、お三方にお伺い 法改正をする必要があるのか、それを憂慮してい

らお願いします ○委員長(山本香苗君) それでは、橋爪参考人か

味では、少年法につきましても、このような二つ 要であるという観点がございます。そういった意 うに、なおまだ精神的にも未熟であって支援が必 るという評価の反面、今御指摘がございましたよ まして、親権者の保護を離れて自律的な主体であ あると思うんですね。つまり、民法の改正に従い ○参考人(橋爪隆君) お答え申し上げます。 の観点を共に満たす形で改正が必要であるという ふうに考えております 十八歳、十九歳の存在と申しますと、二面性が

ずしもなっていない中で引下げが決まってしまっ 得られたら引き下げろと言っていたのに、その施 被害を防ぐための施策を講じた上で、その後で、 申した法制審も、無条件に引き下げるべきと答申 の立場でした。そして、民法成年年齢引下げを答 したが、民法成年年齢の引下げということは反対 ○参考人(川村百合君) 私も、先ほど申し上げま ているというふうに考えてございます。 二つの要請を共に満たす形で今回の改正が行われ とは十分にあり得ますし、そういった観点から、 た上で責任を上限とした形で保護をするというこ ら、そういった意味では責任という概念を導入し トがあれば何をしてもいいわけではありませんか みは維持した上で、しかしながら、本人にメリッ ンサスとして十八歳が大人だよというふうにも必 策が全く不十分な状態で、また社会の中のコンセ 社会の中で十八歳が大人だというコンセンサスが したわけではなくて、自立を促す施策とか消費者 要保護性に従った処遇ができるというふうな仕組 すなわち、保護処分自体は存置した上で、なお

> ちというのは、民法の成年年齢が引き下げられて 経済行為も自分の責任でやるということになった いう意味では、 いということを申し上げたんですけれども、 無縁ではないのではないかというふうに思いま で、その民法成年年齢引下げと非行ということが がなくてしようがないので犯罪に至らざるを得な 取り返そうと、というか、生きていくためにお金 者被害に遭うということが頻発するだろうという いというような連鎖になりかねないということ に遭って金銭的な損害を被ってしまった、それを ことを恐れています。そして、自分が消費者被害 ために、でも難しいことは判断できないので消費 その非行少年になるような少年た

とも、本人の責任ではないことによって、人格が されているんですけれども、先ほど私は非行少 わせるべきことではないというふうに私は考えて ことは、それは本人の責任として本人に責任を負 がんでしまったりということで非行に至るという 未熟であったり、また人格的な発達がちょっとゆ 環境にあった、虐待を受けてきたというようなこ 任ではないことです。また、生育歴上過酷な生育 が、資質上のハンディがあるというのは本人の責 年ってどんな少年だということを御紹介しました 大人と同じ責任というような言い方が先ほど来

ないということではないというふうに考えていま ということになったからといって、非行少年とし ての責任の負い方というのが変わらなければいけ ですから、民法上経済行為について責任を負う

すけど、民法上。自立できないわけじゃないです し、この自立ができない、成人としては扱われま 融の話とかも契約できるとかそういうのもある で。 とについて、自分もちょっとすごく難しいな、難 ○参考人(大山一誠君) その十八歳と十九歳のこ しい問題だなと思うんですけど。さっき消費者金 実際、多くの人はもう学生、 高校生か大学生

少年法の理念を考えると、成年年齢に合わせた

そして、先ほど非行少年の、能力が低い子が多

のははっきり言って正直思いました、この十八歳 しているんで、理由の体を成していないなという 所より低いし、十年連続でもう下がっていて減少 らしたら、この例えば少年院、再犯率とかも刑務 方がいいという、そういう理由なんですよ。僕か 見ると成人年齢とこの民法、少年法を一致させた げ、一番最初の頃なんですけど、新聞記事とかを 思っていて、なので、民法の、この少年法、引下 弊害が出てくるのではないかなというのは私は かという、この保護者がいないということは逆に 立すらできていないのにそれを果たしてできるの ので。それを考えたときに、自立していない、自 ると思うんですよ、それが大人の責任だとは思う た場合とか何か、お金で謝るしかない部分ってあ きに、あと、例えば詐欺とかで金品取ってしまっ く障害が残ってしまった場合とかですよね、のと 終的に例えば相手が亡くなってしまったり、著し うのは、もちろん謝るのもそうなんですけど、最 に合わせるというときは やっぱりそういう、例えば被害者の、謝罪とい

思っているのがありますし、国民の理解が得られいてはもうちょい議論を進めていただきたいなとしなので、ちょっと十八歳、十九歳の取扱いにつし

ないという御意見もあると思います。でも、そのときになると、やっぱりどうしても、昔の神戸ので、話が元に戻ってしまうんですね。なので、僕が思うには、やっぱり、そこをそうじゃないんだよと。国民が理解してくれないから、じゃ、国民の言うとおりにしようじゃなくて、それを説明してくれるのが国会議員の仕事だと思っています。よろしいでしょうか、そんな感じで、十八歳、十九歳については。

○高良鉄美君 ありがとうございました。

川村参考人にまたお伺いしますけれども、川村参考人は子供の権利擁護の活動にもすごく携わっているということで、事件を犯してしまった少年ので、ちょっとその辺りの現場のこともよく御存ので、ちょっとその辺りの現場のこともよく御存ので、ちょっとその辺りの現場のこともよりで、場合いしますけれども、川村参考人にまたお伺いしますけれども、川村

でいるという、そういう効果的な教育がされているということでいうと、少年院の教育の中で、少年はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれませんが、やはり刑務所との比較はないかもしれているという。そういう効果的な教育がされているという、そういう効果的な教育がされているという。大ういう効果的な教育がされているという。大ういう効果的な教育がされているというでは、少年は本当に反省

分が受容される、そして、鑑別所の心身鑑別の段かが受容される、そして、鑑別所の心身鑑別の段を知る、自た、自分が受け入れられるということを知る、自た、自分が受け入れられていても、実際にはとっな事件を犯したと言われていても、実際にはとっな事件を犯したと言われていても、実際にはとったり、あるいは少年実際、少年院で少年に会ったり、あるいは少年

るというふうに思います。

院から仮退院が決まらないという少年がいるんで から出てくる、まあ出てこれない、なかなか少年 所がなかなか見付からないという少年が、少年院 を得ないとかですね。それから、そもそも住む場 がうまくいかなくて、失敗しちゃって変わらざる うのはとても厳しくて、そういう、よし、頑張る が分かるにつれて反省の気持ちも深まり、 れるという経験の中で、あっ、自分は大切にされ まうということになるんですが、 大切に思えないということになって非行をしてし が、自分のことを大切に思えない人は人のことも いという少年が少なからずいるんですね。 からないとか、仕事を変わらざるを得ない、仕事 ている、自分は生きていっていいんだということ 階では、大体判で押したように自己肯定感が低 ぞと思って出てきた後にも、仕事がなかなか見付 すけれども、それは、なかなか帰住先が決まらな 気持ちも深まっていくということだと思います。 ただ、やっぱり社会に出ると、社会の現実とい 自分のことを大切に思えないということです 自尊感情が低いという判定がされるんです 少年院で受容さ 贖罪の

物理的な居場所というものと、それと、人間の居場所というものが確保されないと、社会の中で居場所がなく、物理的な居場所もなく孤立して生きていくということはやはり現実難しいので、そういう中で、孤立してしはり現実難しいので、そういう中で、孤立してしはり現実難しいので、そういう中で、孤立してしはり現実難しいので、そういう中で、孤立してしはり現実難しいので、そういう中で、孤立してしはり、その受入先をどれだけ私たちの社会がいわゆる社会資源として用意できるかということに懸かっているというふうに思います。
 ○髙良鉄美君 ありがとうございます。

ました。
いうこともよく分かりました。ありがとうございいうこともよく分かりました。ありがとうございに、体験上の問題と、それから再非行が少ないともう時間ですので終わりますけれども、非常

方それぞれに本当に大事なポイントを指摘してい

○嘉田由紀子君

ありがとうございます。三名の

低 ただきまして。

問させていただきます。 碧水会の嘉田由紀子と申します。それぞれに質

大学を維持するためだろうと思うんですが、これも先ほど出ていたんですけれども、今回の改正に、世論調査をすると、賛成だと、少年の犯罪、に、世論調査をすると、賛成だと、少年の犯罪、に減少しておりますよね、社会的事実として。そによる刑法犯の検挙件数は平成十五年以降急激年による刑法犯の検挙件数は平成十五年以降急激に減少しておりますよね、社会的事実として。それで、犯罪の件数が減っている。それはもちろんれで、犯罪の件数が減っていることもあるんでしょうけど、それ以上に、比率としても、年少人口に対する比率としても減つているわけです。

たういう意味では、イメージだけ危ないという たういう意味では、イメージだけ危ないという たが言っていらっしゃる厳罰化ではなくて刑罰化 たが言っていらっしゃる厳罰化ではなくて刑罰化 たというのは、より厳しくするわけですけれど だというのは、より厳しくするわけですけれど だというのは、より厳しくするわけですけれど だというのは、より厳しくするわけですけれど だというのは、より厳しくするわけですけれど だというのは、より厳しくするわけですけれど だというのは、より厳しくするわけですけれど だというのは、より厳しくするわけですけれど だというのは、より厳しくするわけですけれど だというのも、これはそもそも立法事実がないんじゃないの かと私自身は疑問に思っております。

どいとして、民生の女ところで、一し食、一しと でが、今回の立法事実はやっぱり民法改正でごか 存ございません。ただ、今回の立法事実はやっぱり民法改正でごか 存ございません。ただいま御指摘のとおりでございまして、確かし ただいま御指摘のとおりでございまして、確かし ただいま御指摘のとおりでございまして、確かし ただいま (橋爪隆君) お答え申し上げます。

うふうに考えております。
応といったものをしようという形式の法改正とい

○嘉田由紀子君民法の改正がということですが、ただ、例の飲酒とかあるいは喫煙はまだ二十が、ただ、例の飲酒とかあるいは喫煙はまだ二十が、ただ、例の飲酒とかあるいは喫煙はまだ二十が、ただ、例の飲酒とかあるいは喫煙はまだ二十が、ただ、例の飲酒とかあるいは喫煙はまだ二十

○参考人(橋爪隆君) そのとおりでございまして、もちろん、個別の法ごとに、法律ごとにそこて、もちろん、個別の法ごとに、法律ごとにそこ

今御指摘の飲酒、喫煙につきましては、未成年との健康保護という観点が大きいと思うんですね。そういう観点からは、生物学的な変更がない以上、飲酒、喫煙について法改正はする必要はないと考えております。

ただ、今回、少年法につきましては、やはり、程在の保護処分というのは親権者が要ると、親権現在の保護が十分でないところに国が後見的に介入する仕組みをつくっておりますので、そういったきない年齢については、やはりそこは見直しの必要があるだろうと。そういう観点から、個別の法律ごとにその必要性というのを考えていくということかと考えております。

## ○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

す。御意見、ありがとうございました。提出者とこのような議論はするべきだと思いま今回は政策的判断ということですから、法案の

家族関係、背景というのは、生育環境が、少年事家族関係、背景というのは、生育環境が、少年事度の入所者の言わば生育歴ですね、ずっと子どもの権利条約とかやっていらっしゃるということですけれども、これ統計で示されておりますが、男で三三パー、女子で二九・八%と。もちろん、で二七・九%、女子で三九・八%と。もちろん、で二七・九%、女子で三九・八%と。もちろん、で二七・九%、女子で三九・八%と。もちろん、で二七・九%、女子で三九・八%と。もちろん、ではいけないんですけれども、少川村参考人にお伺いしたいんですね、ずっと子ど

そういうときに、加害者の特徴が、ある犯罪行為とある程度相関があるんでしょうか。例えば、為とある程度相関があるんでしょうか。例えば、為とある程度相関があるんでしょうか。例えば、か。

○参考人(川村百合君) ありがとうございます。 直待歴が、身体的虐待が男子二七・九%、女子三九・八%という数字を御紹介くださったんですが、これは犯罪白書の数字だと思いますが、この犯罪白書には注釈がありますとおり、この数というのはあくまでも少年が少年院に入所するときにうのはあくまでも少年が少年院に入所するときに自分が申告した数でして、このネグレクトや心理自分が申告した数でして、このネグレクトや心理自分が申告した数でして、このネグレクトや心理自分が申告した数でして、ついないようといいます。 まず、前提としまして、今、少年院入所者の被 についるでも本人の申告した数字でする。 まず、前提としまして、今、少年院入所者の被 についるといいますが、この にこれるの場合三三 が、これもあくまでも本人の申告した数字でする。 も、これもあくまでも本人の申告した数字でする。

身体的虐待を受けている子も、客観的には身体的虐待を受けていても、それが当たり前になってしまっていない、自分が悪いことをしたから、あるいは親の期待に沿えなかったから親から殴られた、それは当たり前だというような価値観を身に付けてしまっていて、だからこそ虐待を受けているとは思っていないというふうに聞かれても、いや、虐待なんて受けていないというふうにろえるような子がいて、なので、実際には少年院に入っている少年のほとんどが、身体的虐待だけではなくネグレクト、心理的虐待、性的虐待や、さっき申し上げた、その親的虐待、性的虐待や、さっき申し上げた、その親の関に悪い意思があるわけではないんだけれども客観的に見ればネグレクトとか、あるいは親同士客観的に見ればネグレクトとか、あるいは親同士客観的に見ればネグレクトとか、あるいは親同士客観的に見ればネグレクトとか、あるいは親はない。

うまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというするというふうに関いていると、やっぱり生育環境が悪かった子がほとんどとは、ちも実際に面接して話を聞いてみると、やっぱりを投入しているので、自分も衝動的に暴力などの暴力でコミュニケーションを取るという子はやはの暴力でコミュニケーションを取るということがを振るっているので、自分も衝動的に暴力などの暴力でコミュニケーションを取るということがの表力であるいは、暴力、身体的な暴力だけじゃなくて、いろいろな虐待によっていわゆる愛着関係がっまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというまく形成できていなくて他人との信頼関係もうというまでは、からないというない。

中告した数字です ではなくて、暴力的な被害を受けた子が窃盗だといったんです が自傷行為という形で自分自身にやいばが向くくださったんです が自傷行為という形で自分自身にやいばが向くとおり、この数とい うかというのは表裏の関係でどちらにでもなり得とおり、この数とい うかというのは表裏の関係でどちらにでもなり得とがようなしますが、この か、他害行為ということで犯罪行為になってしまいネグレクトや心理 関係あるかというと、あるということだと思いまと、男子の場合三三 す。 こしてしまって社会生活がうまく営めない。それになりますが、女子三 ではなくて、暴力的な被害を受けた子が窃盗だと思いまが、大力を表している。

ただ、それが暴力的なものが暴力的になるだけではなくて、暴力的な被害を受けた子が窃盗だとではなくて、暴力的などの加害ということもあるのかよりよせんけれども、やっぱり暴力を受けていたその相関関係についてのデータまでは承知はしておりませんけれども、やっぱり暴力を受けていたとしてあるのかどうかというところまで、完全なその相関関係についてのデータまでは承知的なものが暴力的になるだけではなくて、暴力的なものが暴力的になるだけではなくている少年の体験からいうと、あるように思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

はいつもこの話をするんですけど、離婚がどんどその辺りで、今の日本の社会を考えるときに私後追いになってしまいますよね。

的にサポートしていかないと、犯罪の後からだと

題になっていますけれども、そこから言わば根本

御意見ございますでしょうか。

御意見ございますでしょうか。

御意見ございますでしょうか。

御意見ございますでしょうか。

御意見ございますでしょうか。

御意見ございますでしょうか。

○参考人(川村百合君) 共同親権にすべきかどうの参考人(川村百合君) 共同親権にすべきかどう

そして、その非行との関係ということでいうときには、その親権が、法的に親権があるかどうかということが問題にない、それは血のつながった実の親による監護養育り、それは血のつながった実の親による監護養育り、それは血のつながった実の親による監護養育ということの必要はなくて、主たる養育者と言っていくということが精神的な成長発達に重要というふうに発達心理学などでは言われているようですから、必ずしも共同親権かどうかとか、親権者すから、必ずしも共同親権かどうかとかかというところではない、社会学的な実態の部分が影響しているかなというふうに思います。

ります。 | ○嘉田由紀子君 | ありがとうございます。法曹界

大山参考人にお伺いをしたいんですが、本当に大山参考人にお伺いをしたいんですが、本当に大変だったと思うんですね、子お母さんが本当に大変だったと思うんですね、子お母さんが本当に大変だったと思うんですね、子はさんを、乳飲み子を二人抱えて、それで収入の問題など。

思っていらっしゃるでしょうか。もし何かヒントんが立ち直っていられるところをお母さんはどうらよろしいんですけど、今は親御さんは、大山さですが、もし立ち入りたくないということでしたこれ、お伺いしていいのかどうか分からないん